

令和2年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
令和2年12月3日～4日

場 所 第3委員会室

令和2年12月3日(木曜日)

委員 渡辺 創

午前9時59分開会

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第10号)

○議案第10号 財産の取得について

○議案第11号 財産の処分について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○請願

- ・請願第4号 高等学校における演劇鑑賞教室
実施に関する請願

- ・請願第6号 新型コロナウイルス感染症から
子どもを守り学ぶ権利を保障す
るために少人数学級を求める請
願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・SNSに起因する児童の犯罪被害防止の取組
について
- ・令和2年度各事業の上半期の状況について
- ・宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」に
ついて
- ・県立高校生の就職内定状況について

出席委員(7人)

委員 長 岩切 達 哉
副委員 長 内田 理 佐
委員 蓬原 正 三
委員 中野 一 則
委員 二見 康 之
委員 日高 博 之

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 阿部 文彦
警務部長 高橋 和成
警務部参事官兼
首席監察官 日高 俊治
生活安全部長 時任 和博
刑事部長 中川 正純
交通部長 河野 俊一
警備部長 小野 博
警務部参事官兼
会計課長 福栄 芳政
警務部参事官兼
警務課長 河野 晃央
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 久米田 勇二
総務課長 河野 博之
少年課長 日高 貴
生活環境課長 廣田 匡慶
交通規制課長 垂水 一洋
運転免許課長 河野 禎治

企業局

企業局長 井手 義哉
副局長
(総括) 横山 浩文
副局長
(技術) 中村 安男
総務課長 橋本文人
経営企画室長 宮田 晃尚
工務課長 新穂 浩一
電気課長 田原 充生
施設管理課長 山本 正信

総合制御課長 楠見 博

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

教育委員会

教 育 長 日 隈 俊 郎

副 教 育 長 黒 木 淳一郎

教 育 次 長
(教育政策担当) 工 藤 康 成

教 育 次 長
(教育振興担当) 黒 木 貴

教 育 政 策 課 長 川 北 正 文

財 務 福 利 課 長 四 位 久 光

育 英 資 金 室 長 山 崎 博 文

高 校 教 育 課 長 押 方 修

義 務 教 育 課 長 吉 田 英 明

特 別 支 援 教 育 課 長 松 田 律 子

教 職 員 課 長 東 宏 太 朗

生 涯 学 習 課 長 新 純 一 郎

ス ポ ー ツ 振 興 課 長 押 川 幸 廣

文 化 財 課 長 舩 木 郁 朗

人 権 同 和 教 育 室 長 島 寄 善 真 理

図 書 館 長 中 原 光 晴

美 術 館 副 館 長 安 部 博 己

総 合 博 物 館 長 黒 木 義 博

午前10時1分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

最初に、当委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○阿部警察本部長 おはようございます。

委員の皆様には、平素から警察運営に関しまして深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日御審議をいただきます報告事項は、損害賠償額を定めたことについて、SNSに起因する児童の犯罪被害防止の取組についての2件であります。

それぞれ、担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○岩切委員長 それでは、報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告をいたします。

令和2年11月定例県議会提出報告書の3ページをお開きください。

今回、報告させていただく警察における損害賠償事案は、同報告書3ページの下段から3件目以降の5件の交通事故でございます。

それでは、3ページの下段から3件目の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、都城警察署の警察官が、令和2年3月28日午後2時頃、都城市内の市道において鑑識車を運転し、同乗者を乗せ

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 藤 村 正

政 策 調 査 課 副 主 幹 前 野 陽 子

○岩切委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いた

て現場臨場のため走行中、自車右方の市道に面した店舗駐車場にバックで駐車しようとしていた相手方が、リバースレンジをドライブレンジに入れ間違った上、ブレーキとアクセルを踏み間違え、対向車線を横切って目の前に飛び出してきたために、出会い頭に衝突したものであります。

事故の原因につきましては、相手方の運転操作不適によるものであります。

過失割合につきましては、県側にも前方不注意の過失がありますので、県側が10%、相手側が90%の過失になっております。

相手方車両の助手席ドアパネル、ガラスの交換等にかかった修理費の一部である4万1,250円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、フロントバンパー、助手席ミラーの交換にかかった修理費の一部である3万8,000円を県費から支出しております。

次は、3ページの下段から2件目の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、令和2年5月10日午前11時55分頃、宮崎市内の市道においてパトカーを運転し、同乗者を乗せて警ら中、前方交差道路を右から左へ通過した交通違反車両を認めて、同交差道路を右折発進する際に、サイレンの吹鳴ボタンを押すことに気をとられ、右方の安全確認を怠って進行したため、右方から進行中の相手方車両左前部に自車右前部を衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員の右方安全不確認によるものであります。

過失割合につきましては、相手方にも前方不注意の過失がありますので、県側90%、相手側10%の過失となっております。

相手方運転手には、頸椎、腰椎捻挫のけがが

ありましたので、通院治療費等として2万5,450円を県警の自賠責保険から支出しております。

また、相手方車両のフロントバンパー等の交換にかかった修理費の一部である8万5,334円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、フロントバンパー等の交換にかかった修理費の一部である8万853円を県費から支出しております。

次に、3ページの最下段の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、令和2年5月31日午前10時18分頃、宮崎市内において、パトカーを運転し同乗者を乗せて警ら中、交通違反を認めて、相手方車両に停止を求めると、同車両が病院駐車場の駐車枠に頭から駐車する状態で停止したことから、その後方を通過しようとしたところ、同車両が後退を始め、相手方車両後部と自車右側側面が衝突したものであります。

事故の原因につきましては、相手方の後方安全不確認であります。過失割合につきましては、県側にも動静不注視の過失があるため、県側30%、相手方は70%の過失となっております。

相手方車両のリアバンパー、バックドアパネルの交換等にかかった修理費の一部である3万5,220円を県警の任意保険から支出しております。

公用車につきましては、運転席ドアパネルの交換等にかかった修理費の一部である4万6,520円を県費から支出しております。

次に、4ページの1件目の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、令和2年6月14日午前10時35分頃、宮崎市内の店舗駐車場において交通事故捜査中、

ミニパトの助手席ドアを半開き状態で書類作成を行っていたため、突風によりドアが全開放し、隣に無人駐車中の相手方運転席ドアに自車ドアを接触させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員のドア開放措置が不適であります。

過失割合につきましては、相手方車両が無人駐車中でしたので、相手方の過失はございません。

相手方車両の運転席ドアの修理費、代車料として7万1,000円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理等が必要な損傷はございませんでした。

次に、4ページの2件目の事故について説明をいたします。

この事故につきましては、都城警察署の警察官が、令和2年6月27日午前11時40分頃、都城市内の市道においてパトカーを運転し、同乗者を乗せて幅員の狭い道路を警ら中、前方から対向車両が進行してきたために、すれ違いができませんと判断し、右方の安全不確認のまま後退したところ、右方で停止していた相手方車両運転席ドアに、自車の左後部を接触させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認でございます。

過失割合につきましては、相手方車両は停車中でしたので、相手方の過失はございません。

相手方車両の運転席ドアパネルの交換等にかかった修理費の13万8,710円を県警の任意保険から支出をしております。

公用車については、リアバンパーの修理等にかかった修理費の3万3,187円を県費から支出し

ております。

以上が、今回御報告する損害賠償事案でございます。

県警では、公用車を運転する全職員が、様々な警察活動で求められる運転技能や知識を十分に発揮できるよう、公用車運転適格審査制度を設けるなど、諸対策を講じております。しかしながら今回の御報告のとおり、損害賠償を伴う事案が継続して発生しているという現状がございます。

交通指導取締りを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでございます。県警といたしましては、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

ただいまの報告事項に関して、質疑はありますか。

○渡辺委員 御報告があった5件の中身ではないんですが、後学のために教えていただきたいんですけど、通常よく交通事故があったりして、もめるようなものは別だろうと思いますが、例えば、私だったら、明らかに私に不注意があったなと思われるような事故であったり、相手の方がけがをされたりしたような場合で、損害の調整のことは保険会社がやられるにしても、一般の事故の場合、当事者の方に謝罪に行ったりされると思います。

警察でもこういう事故が起こって、特に、明らかに警察官のほうの責任が重い場合は、同様に、そういう措置が県民の皆さんとの間であったりするものなのか。その際には、事故を起こ

した警察官が個人的に対処するものなのか、それとも、宮崎県警察という組織として何らかの対処があるものなのかを教えてください。

○日高首席監察官 委員のおっしゃるとおり、やっております。こちらが悪ければ、きちんと謝罪を行っております。謝罪するときの対応につきましては、当然、組織としてやっていますので、職場の上司と当事者が一緒に行って謝罪をするというような形でやっております。

○渡辺委員 例えば、宮崎北警察署でそういう事故があれば、北署のしかるべき立場の方が一緒に行かれるような処置がなされるということですか。

○日高首席監察官 はい。

○渡辺委員 わかりました。結構です。

○蓬原委員 3ページの2番目、医療費を伴うのはこの事故だけだったと思います。相手方に、2万5,000円ほど支払ったとおっしゃいましたが、医療費は自賠責保険からなのか、一般会計からなのか、どこから出るんですか。

○日高首席監察官 自賠責保険からです。

○蓬原委員 今の渡辺委員の質問に少し関連しますが、過失割合が、県が90%で相手方が10%というように、警察のほうが非常に悪い場合ですよね。5番目の事案もそうでしたが、こういう場合、相手に対して、今のように心理的な謝罪というか、ごめんなさいというか、そういう場面があるとして、そういうときには当然、日本の慣習としてお菓子を持っていったりとか、果物を持っていったりとか、お見舞いという場合があると思うんですけど、細かい話ですが、そのあたりは一般会計の中から支出していらっしゃるんですか。

○日高首席監察官 そこは公費ではありません。

○蓬原委員 お見舞い代はどこから出ているん

ですか。

○日高首席監察官 気持ちの問題ですので、個人の負担というのが一般的です。

○蓬原委員 個人というのは、パトカーだったら2人乗っていたということだったんですが、パトカーに乗っておられた運転手と同乗者のお二人で、けがをされた方に対してお見舞いに行かれる場合に、出費の負担をするということですか。

○日高首席監察官 そうですね。職場の上司たちも折半して出すということもあります。

○中野委員 この5件は何らかの形で県警側の過失があったわけですよね。10%とか100%とか。警察の過失がゼロ、相手の過失が100%という場合は、いわゆる損害賠償は発生しないわけだけど、そういう事故というのでも発生しているわけですか。

○日高首席監察官 あります。ただ、警察側の過失がゼロでも、警察側の車両に損傷が発生すれば、相手側が払うということになります。

○中野委員 あるということでしたが、人身事故はなかったということですね。あれば、無過失責任の自賠責が払われたはずですからね。分かりました。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の御質疑は説明が終了した後にお願いいたします。

○時任生活安全部長 それでは、お手元に配付しておりますSNSに起因する児童の犯罪被害防止の取組についての資料に基づきまして報告いたします。

初めに、SNSに起因する児童の犯罪被害の

現状についてであります。

資料の項目1、(1)を御覧ください。

スマートフォンやSNS、いわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービスをはじめとする新たな機器やサービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、児童買春や児童ポルノを初めとするSNS利用に起因する被害児童数は、全国では年々増加傾向となっており、子供の被害は深刻な状況になっております。SNSに起因する被害児童数は、令和元年は全国で2,082人、県内では13人の児童が被害に遭っており、本年も10月末現在で7人が被害に遭っております。

具体的には、SNSで知り合った県外居住の男により、県内の女子児童が誘拐される事件や、SNSで知り合った男から女子児童が公園でわいせつ行為をされそうになった強制わいせつ未遂事件、SNSで知り合った男が、18歳に満たない児童であることを知りながら、女子児童に現金を渡す約束をして、わいせつな行為をした児童買春事件、SNSで知り合った男からの求めに応じ、女子児童が自分の裸の画像を携帯電話で男に送信した児童ポルノ法違反事件など、性犯罪等に遭う事件が発生しております。

また、県内におきましては、平成23年から教育委員会や学校の協力を得まして、2年に1回、児童生徒の保護者を対象としたインターネット利用の実態調査を行っております。

資料の項目1、(2)を御覧ください。

令和元年の実態調査は、県内の小学校10校、中学校12校、高校8校の計30校の保護者、合計2,044名を対象に実施しております。

なお、表の括弧内は平成29年の実態調査の結果になります。

初めに、アのスマートフォンなど、インター

ネットに接続できる端末の保有状況です。

保有率は、小学生が約68%、中学生が約85%と、平成29年の調査と比べますと、それぞれ増加しております。なお、ただいま説明しました保有率につきましては、スマートフォン等を家族で共有しているものも含まれます。

児童生徒が個人で保有している割合は、小学生が約23%、中学生が約51%でありました。高校生の保有率は平成29年の調査よりも減少しておりますが、依然として9割を超え、ほとんどの高校生が個人で所有しております。

次に、イのフィルタリングの利用状況であります。

平成29年の調査に比べ、いずれも利用率が低下している結果が出ています。特に、中学生のフィルタリング利用の減少幅が大きく、小学生は利用が進んでおりません。利用が進んでいない1つの要因としましては、年代が下がるにつれて家族でインターネット端末を共有して使用している場合が多いことが考えられます。

ウの保護者のフィルタリングの認知度につきましては、いずれも増加はしておりますが、児童生徒の年代が低いほど、保護者のフィルタリングの認知度が低い結果となっております。

エの携帯電話を購入時、販売業者からフィルタリングに関する説明を受けたか否かの質問に関しても、児童生徒の年代が低いほど、説明がされていないという結果が出ております。これは、保護者がインターネット端末を購入する際、年代が低いほど、児童生徒が使用することを告げずに保護者名義で購入していることが考えられ、販売店等からの説明がされていないものと推察しております。

このような犯罪被害の発生状況やインターネット利用の実態調査等を踏まえまして、県警

におきましては、児童ポルノなどのSNS利用に起因する事案の取締りを強化するとともに、児童生徒が安全に、安心してインターネットを利用できるように、児童生徒のネットリテラシー、いわゆるインターネットを正しく使える能力を向上させるための教育や啓発活動に取り組んでいるところであります。

資料の項目2を御覧ください。

具体的には、(1)の児童生徒を対象とした情報モラル教室の開催であります。

警察職員が県内の学校を訪問し、インターネットの利用に関しまして、特に、ゲーム上のトラブル、SNSやLINEなど、コミュニケーションアプリ上のトラブルの2つのトラブルに重点を絞って、児童生徒に理解しやすいように、事例に基づいた教室を開催しております。

令和元年度は136校に対し、延べ227回を実施し、1万494人の児童生徒が参加しました。令和2年度は10月末現在で、87校に対し延べ157回実施しており、7,989人の児童生徒が参加しております。

次に、(2)のフィルタリングの更なる利用促進であります。

昨年の全国統計によりますと、SNSに起因する犯罪の被害に遭った児童の約9割がフィルタリングを利用していないという現状があります。これを踏まえまして、県警におきましては、保護者への啓発活動と携帯電話販売店に対する指導・要請を行っております。

フィルタリングは平成21年4月1日に施行された、いわゆる青少年インターネット環境整備法により、青少年が使用する携帯電話については、事業者がフィルタリングサービスの提供が義務づけられております。

フィルタリングの措置を講じることは、イン

ターネットで流通する有害情報について、閲覧する機会をできるだけ少なくすることにつながり、青少年が安全に、安心してインターネットを利用できる環境づくりにもなります。

県警におきましては、保護者と接するあらゆる機会を捉え、インターネット利用に係る児童らの犯罪被害の実態やインターネットの危険性、適切なフィルタリングの利用は保護者の責務であることなどを、直接説明しております。

具体的には、毎年、県内の小中学校を通じて、卒業生の保護者を中心に、実例を記載した啓発用リーフレット約2万5,000枚を配布し、フィルタリングの普及を図っております。

さらに、スマートフォン等の携帯電話を販売する携帯電話事業者、家電量販店、その他代理店に対しては、各販売所を訪問し、その責任者等に依頼文書を手渡し、フィルタリング普及の徹底を要請しているところであります。令和元年中は112店に対し指導・要請を行い、令和2年は上半期で61店に対して行っております。

最後に、本年度から推進しているSNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動についてであります。

冒頭に説明しましたとおり、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童数は全国的に増加傾向にあり、今後もスマートフォンのさらなる普及や利用者の低年齢化が想定される状況にあります。

こうした状況に、より適切に対応するためには、SNS上の不適切な書き込みに対し、広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を推進する必要があります。

そこで、平成30年度から愛知県警などの一部の警察で実施していた広報啓発活動を、本年度

から全国警察において一斉に取り入れ、本県では本年4月1日から実施しております。

広報啓発活動の対象となるSNSは、被害児童が多く認められるSNSで、全てのユーザーが閲覧可能な場所、いわゆるオープンスペースで広報啓発活動が可能なものとされており、現在、被害の多いツイッターを対象として実施しております。対象となる書き込みは、児童の性被害につながる恐れのあるもので、児童や児童の性被害を誘引していると思われる者などを対象としております。

例えば、援助交際を意味する「援交」など、援助交際を誘う児童からの投稿や、対価を支払って援助交際をすることを意味する「パパ活」といった援助交際を持ちかける大人からの投稿であります。

広報啓発の方法は、警察職員が、日々パソコン端末を利用し、サイバーパトロールを行い、ツイッター上に不適切な書き込みを発見した場合、県警が保有するツイッターの公式アカウントから、資料の末尾にありますメッセージや広報啓発用のポスターを添付して、投稿者に返信して注意喚起を行っております。

メッセージは、投稿者が児童と思われる者なのか、児童の性被害を誘引していると思われる者なのかに応じて、その内容を変えております。なお、本年4月の開始から10月末までの7か月間で、児童270件、誘引者63件の計333件の広報啓発を行っております。

その結果、投稿者自身による不適切な書き込みの削除やツイッターの管理者によるアカウントの凍結などで、広報啓発件数の約50%に当たる165件が閲覧できない状態になっており、一定の効果が認められるところです。

県警におきましては、今後ともSNSに起因

する児童の被害に関する情報について、個人のプライバシーに配慮しつつ、積極的に提供していくとともに、情報モラル教室等のあらゆる場面におきまして、インターネットの正しい利用について、直接、児童生徒に伝えていくほか、教育委員会等と連携を図りながら広報啓発活動を推進し、被害の未然防止に努めてまいります。

○岩切委員長 説明が終了いたしました。

質疑をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺委員 御説明があった最後のSNSへの対応の部分です。令和2年4月からのデータは、新たに始めたものという理解でいいようですが、宮崎県警察のほうでこういうメッセージを送って対処し、しかも、その半分で効果があるというのは、大変予防策というか、牽制策として有意義だと思うんですけども、例えば、ほかの書き込み等から見て、宮崎であったり隣県であったり、そういう地域性が連想できるようなものに対処するのか。それとも、別に宮崎県じゃなくても、東京だろうが大阪だろうが、それで抑制効果があれば意味はあることだというふうに思うので、そういう地域的なことは考えずに、認識できたもの全てに対処するような方法をとっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○時任生活安全部長 本年4月1日から全国一斉に実施しているところでありますけれども、委員から御質問があったことにつきましては、全国で実施しておりますので、基本的には、地域性を考慮して、県内の投稿者であると思われるツイッターに対して広報啓発を行っているところであります。

○渡辺委員 厳密な数字はわからないと思いますが、肌感覚で言えば、グレーゾーンのものもあつたりするんでしょうけれども、見つけたも

のについては、全ての対象に広報啓発をしているのか、本当はもっとたくさん対象があるんだけれども、そこまでなかなか対処できないという状況にあるのか、どう理解したらいいですか。

○**時任生活安全部長** 見つけたものにつきましては、最終的には、警察本部の少年課のほうで、しっかり中身を分析しまして、こういう誘引者なり、あるいは、児童の投稿であるというのを確認した上で対処しております。確認できたものについては、全て広報啓発を行っているところでもあります。

○**渡辺委員** 資料の上のほうに戻りますが、被害児童数については、これは被害児童だと認識できた件数が出ているんだと思うので、何らかの端緒があって捜査なりが行われて、一定の処理がなされたものだと想像します。しかし、以前この委員会で聞いたときに、この手の事案は、自分で被害を受けたと児童生徒が申し出てくれれば話は別だろうと思うんですけど、多くの場合は、例えば、家出をして帰ってこなかった子供が補導されて、夜どうしてたのというようなことを聞いたところ、供述から発覚するということは端緒でよく出てくるという話を伺った気がします。もちろん、イレギュラーなものもあるでしょうが、やっぱり、そこから追いかけていって分かったということで立件されるケースが多いと理解をしていいでしょうか。

○**時任生活安全部長** 事案発覚の端緒になるかなと思いますけど、おっしゃるとおり、青少年の家出とか、そういうのを端緒にしたものとかもありますし、あるいは、被害児童本人あるいは保護者からの相談、あるいは学校からの相談、あるいは、被疑者をつかまえて、余罪捜査といいまして、例えば、被疑者の携帯電話を解析した結果、余罪として、そういう被害児童を

発見したというものもありまして、事案の発覚の端緒は様々であります。

○**渡辺委員** わかりました。ありがとうございます。

○**蓬原委員** 今の(1)番です。今年が7人ですかね。それで、検挙事例としては未成年者誘拐、それから、後は性犯罪に関するものとあるわけですけど、これは、7人というのは全部性犯罪にかかわるものですか。

○**時任生活安全部長** 最近の同じ例ということで御説明しました4つにつきましては、去年から今年にかけての説明であります。

今年、今7件ありますけれども、児童ポルノ法違反で4件、県の青少年育成条例違反で3件の、合計7件となっております。

○**蓬原委員** 青少年育成条例違反が3件、これもやはり、大きなくくりで性犯罪ということではないんですか。

○**時任生活安全部長** 性犯罪ということで御理解していただいて結構です。

○**蓬原委員** ということは、総じて女性、女の子が被害者ということですか。

○**時任生活安全部長** そのとおりであります。

○**蓬原委員** 中には、逆に男の子が被害に遭うということもあるわけですよね。過去にそういうのが発見されなかったわけですけど。

○**時任生活安全部長** 過去に男性が被害に遭ったかというのは、手元に資料はありませんけれども、委員のお話のとおり、青少年育成条例違反は男性の被害者も該当しますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○**蓬原委員** フィルタリングとあるけど、どうしても、圧倒的に性被害となった場合は女性、女の子が多いと思うんですが、このフィルタリングの利用状況とか、あるいは保護者への啓発

の中で、男性と女性のどちらかと言えば、女性のほうにフィルタリングをかけたほうがいいのかという気もするわけだけど、フィルタリングの男性、女性の比率、そこまでは統計をとっておられないですか。

○時任生活安全部長 インターネット利用の実態調査につきましては、男女の区分けまではしておりません。

○蓬原委員 個人的にはそこまでやってみると、何か見えてくるものがあるかなという気がしたんだけど、どこかの機会で、男女の比率までやってみるといいのかな。女性のほうが被害が多いとするならば、女性のほうにはさらに、このフィルタリングなり、それが広がるように力を入れるといいんではないかと思えますけれどね。

○時任生活安全部長 2年に1回ですので、また来年実施予定であります。今、委員からの御指摘を踏まえ検討しまして、やり方を考えていきたいと思っております。

○岩切委員長 私、横文字に疎くて、フィルタリングという表現から察するにフィルターをかけるということだろうと思うんです。それから、ネット上の世界も余り詳しくないんですが、不適切な画像なり連絡が遮断できるという意味であらうかとは思いますが、それが、機械の扱い上重要なことになるみたいなんですが、そのフィルタリングという表現や言葉の定着がないゆえにフィルタリングが普及しないということはないでしょうか。

○時任生活安全部長 今お話があったとおり、横文字なものですからなかなか定着しないという面はあろうかと思えます。

ただ、フィルタリングという言葉が一般的に使われておりますので、県民の方にわかりやすく、理解できるような形での説明の仕方とか、

そういったところも、また検討していきたいと思っております。

○岩切委員長 悪質な画像等の選択ができる、いわゆるフィルタリング機能というような解説と言葉を使って訴えると、もう少し保護者のほうも、ああそうかというふうに、フィルタリングというのはそういう意味なんだということが理解できるかなと、私自身思うところもありまして、見ておりました。

もう1つは、子供が使う場合は、フィルタリングの設定を業者等がすべきだということのようですが、例えば、警察本部長さんなど、全国の会議の場で、まずもってフィルタリングというものが機械にはあって、大人が使うことが確実であるときだけ外すという逆のルールにすれば、そこで改めて、この不適切な画像、通信等は、やっぱり子供のために大人社会が我慢しようという形になるのではないかと思います。今は子供が使いますから、それなら設定しましょうということのようではすけれども、そのあたりは、議論にはなっていないでしょうか。

○時任生活安全部長 先ほど説明しましたように、この青少年インターネット環境整備法が平成21年に国のほうで定められたところではすけれども、その経緯については、私も勉強不足でちょっとわかりません。しかし、確かに委員長がおっしゃるとおり、大人が我慢するという方向の考え方もあろうかとも思いますが、今、手元に資料がありませんので、どういう議論がされたかというのはわかりません。

○岩切委員長 フィルタリングの認知度というところで、小学生で6、7割ぐらいですね。高校生の保護者も認知してないということで、フィルタリングということ自体が何だろうかということでも2割、3割ぐらいの方が理解ができない。

また、購入時のフィルタリング設定も同様のことでありまして、その認知度の隙間を埋める方法を考えないと、認知度が8割、9割以上であれば問題ないんでしょうけど、やっぱり、そのあたりにどうしても隙間が生まれて、そこが犯罪に結びついてしまう。それから、設定をするということは解除も容易なのかもしれないので、子供自身が覚えちゃって、設定を解除して何でもできるようになってもしょうがないので、そのあたりは基本的に、機械がそういう不適切なものがある程度選別をして、これは不適切だと思いますけれども見ますか、というようなシグナルがあることで、情報のやり取り全てを制限しない、そんな工夫が大人社会に必要なのかなと感じまして、質問させていただきました。

非常に、政治家マターの問題かなとは思いますが、ぜひ議論を警察の中で、中央でもしていただけたらありがたいと思います。

他にこの件について質疑がなければ、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上で警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時44分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、1点御報告をさせていただきます。

6月議会におきまして、補正予算の議決をいただきました綾第二発電所大規模改良事業につきましては、去る10月23日に開札を行いまして、清水建設株式会社九州支店が落札者となり、10月28日に工事契約を締結いたしました。現在、同社との連携を図りながら、令和3年度中のFIT認定に向けて手続を進めているところでございます。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次を御覧いただきたいと存じます。

本日は、I、その他報告事項といたしまして、令和2年度各事業の上半期の状況につきまして御報告させていただきます。

内容につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○岩切委員長 それでは、その他報告事項の御説明をいただきたいと思っております。

委員の皆様のお質疑は、全ての説明が終了した後をお願いいたします。

○橋本総務課長 それでは、御説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きください。

令和2年度各事業の上半期の状況についてでございます。

まず、1、電気事業の業務状況についてでございます。

(1) 事業の概況であります。①の供給電力量でございます。この表の太枠で囲ってあります上半期計の欄を御覧ください。

実績の欄を御覧いただきますと、上半期の供給電力量の実績は3億5,671万9,000キロワット

アワーでございまして、目標に対する達成率は105.6%となっております。これは上半期全体の降雨量が平年よりも多かったことによるものでございます。

次に、②の電力料金収入でございます。

太枠で囲っております上半期計の実績の欄を御覧いただきますと、収入の実績は24億4,700万円余で、目標に達する達成率は102.6%となっております。

2ページをお願いいたします。

(2) 経理の状況でございます。

①の収益的収入及び支出の、アの収入でございますが、太枠で囲っております事業収益の2つ目、収入済額の欄を御覧いただきたいと思います。収入済額は26億3,300万円余で、年度予算額に対する収入率は54.0%となっております。

次に、イの支出の太枠の事業費の欄を御覧いただきたいと思います。

事業費の執行済額は17億6,300万円余で、年度予算額に対する執行率は32.1%となっております。この表のうち、営業費用の上から2番目の修繕費の執行率が15.0%、それから、その2つ下の委託費の執行率が7.6%となっておりますが、これは発電機の停止を伴う修繕工事や業務委託につきましては、渇水期の下半期に行うものが多いことなどから、執行率が低くなっているものでございます。

また、その下の行にあります諸費につきましても、執行率が3.2%となっておりますが、諸費のうち過半を占めます一般会計への工事負担金の執行は、年度末に行いますことから、こういう状況になっているところでございます。

同様に、その3つ下の行にあります固定資産除却費につきましても、主要な除却工事の支払いが下半期に集中することなどによるものでござ

います。

3ページを御覧ください。

②資本的収入及び支出でございます。

これは固定資産等に係る収支を表すものでございます。

まず、アの収入でございますが、工事負担金や貸付金返還金につきましては、下半期に請求を行うこととしておりますことから、太枠で囲っております上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出でございます。太枠の欄を御覧ください。

資本的支出の執行済額は12億8,500万円余で、執行率は37.0%となっております。このうち、建設改良費の執行率は5.1%と低くなっておりますが、これは、主要な改良工事を渇水期の下半期に行うこととしているためであり、契約率で見ますと42.2%ということになっております。

なお、建設改良費の2つ下に繰出金がございますが、これは本県で2027年に開催予定の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催資金として、10億円を一般会計に繰り出したものでございまして、令和3年度も同様に10億円を繰り出す予定としております。

4ページをお開きください。

続きまして、2、工業用水道事業の業務状況でございます。

まず、(1)の給水状況でございます。

太枠で囲っております上半期計の欄を御覧いただきたいと思います。常時使用水量の実績は984万8,000立方メートルで、目標に対する達成率は100.3%となっております。

次に、②の給水料金収入でございます。

太枠で囲っております上半期計の欄の実績でございますが、1億6,600万円余で、目標に対す

る達成率は100.1%となっております。

5ページをお願いいたします。

(2) 経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出でございます。

アの収入につきましては、太枠で囲っております事業収益の欄を御覧ください。収入済額は1億9,200万円余で、収入率は46.9%となっております。

次に、イの支出でございます。同じく、太枠で囲っております事業費の執行済額でございますが、1億1,400万円余で、予算額に対する執行率は27.1%となっております。

このうち、営業費用の上から3番目にあります修繕費の執行率が4.2%、その下の委託費の執行率が4.3%と特に低くなっておりますが、これは、工業用水道事業では、雨の多い上半期に濁水処理を行いますことから、修繕工事や委託業務につきましては、濁水処理の少ない下半期に行うこととしているものが多いことなどによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。太枠で囲っております資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出でございます。太枠で囲っております資本的支出の執行済額は1億6,400万円余で、執行率は34.3%となっております。このうち、科目の一番上の行の建設改良費の執行率は40.1%でございますが、こちらも、契約率につきましては80.7%となっております。

また、その下の借入金償還金が0%となっておりますが、これは、償還を年度末に行うことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、地域振興事業の業務状況でございます。

まず、(1)の事業の概況であります。

今年度の上半期は、6月までは利用者数が順調に推移しておりましたが、9月の常任委員会で御報告しましたとおり、豪雨によるコースの冠水や新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る臨時休業等の影響によりまして、①のゴルフコース利用状況の太枠で囲っております上半期計の欄にありますとおり、利用者数の実績の合計は1万2,003人で、目標に対する達成率は81.1%となっております。

次に、②施設利用料金収入でございますが、太枠で囲っております施設利用料金収入にありますとおり、指定管理者からの納付金として、上半期分の目標額と同額の896万円余を受け入れているところでございます。

納付金につきましては、指定管理者である株式会社モリタゴルフとの協定によりまして、利用者からの利用料金が所定の額を下回った場合には、納付金を減額することとしておりますけれども、この納付金額の調整につきましては、来年3月末までの実績をもとに行うこととしておりますことから、上半期につきましては、当初の予定どおりの金額を納付金として受領しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

(2) 経理の状況でございます。

①の収益的収入及び支出のアの収入でございます。太枠で囲っております事業収益の欄を御覧ください。

収入済額は1,008万円余で、収入率は46.6%となっております。

次に、イの支出でございます。太枠で囲っております事業費の欄を御覧ください。事業費の執行済額は1,147万円余で、予算額に対する執行率は53.4%となっております。

9ページをお願いいたします。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。今年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出でございます。太枠で囲っております資本的支出の欄を御覧ください。資本的支出の執行済額は1,330万円余で、執行率は44.3%となっております。このうち、建設改良費の執行率は78%となっておりますが、その下、借入金償還金の執行率が0%となっており、これも償還を年度末に行うことによるものでございます。

それから、10ページ以降には、参考といたしまして、事業ごとの上半期の損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

以上が企業局が実施しております3つの事業の上半期の業務状況でございますが、改めて総括をいたしますと、電気事業及び工業用水道事業につきましては、目標を上回る電力の供給、また、給水を行うことができているところでございます。

一方、地域振興事業につきましては、御説明いたしましたとおり、利用者数が目標を下回る厳しい結果となったところでございます。

しかし、その後のゴルフ場の利用者数の状況を見てみますと、天候に恵まれたこともありまして、10月、11月ともに目標を上回る実績を上げている状況でございます。

そういったところもございますので、企業局といたしましては、今後とも、指定管理者との連携を強化しながら、利用しやすいゴルフ場に向けた環境整備と誘客促進に取り組むことによりまして、利用者数の増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○中野委員 内容はよくわかりましたが、ところどころで、例えば、2ページの支出の中の修繕費、委託費の15%、7.6%は上半期で云々とか、5ページにおいても、そういう説明をされましたよね。

内容によっては、上半期に対してのいろんなパーセンテージや、執行率がわかるところもありましたが、私がさっき言ったように上半期で云々というのを説明しなくても、例えば、目標とか予算とか、上半期の目標の数字はないんですか。上半期の目標に対して何%だと、100%達成したのかしていないのか、という視点で見たら後半はどうなるんだ、という説明をしたほうが、本当に1年間を通しての見通しというのがわかるんじゃないかと思うんですよ。

上半期の数字がないからそういう説明をされましたが、以前もこういう指摘をしたような気がするけれども、要は、我々は年度末の計画がどうなるかということを、上半期の数字をもって審査というか、説明を受けて審査するのが本来のやり方だと思うんですよ。

それが、もともとあるのかないのか知らないし、つくっていないのかどうかよくわからないけれども、本当に上半期はどうかというのがわからないわけです。

例えば、この2ページの事業収益の収入済額が、予算に対する収入率では54%ということになれば、上半期においともう100%以上で、年間に対して54%まで仕事はできていて、下半期において46%の収入があれば、100%になるというふうに理解できるけれども、果たして、電気が幾らになるのか。計画も、ちょうど半分に分けたようにはならないと思うんですよ。

そういう書き方、表し方にしたほうが、我々も非常に理解度が高まって、上半期での実績を本当に理解できると思うし、また、年度末を見通せると思うんです。

皆さん方も、年度末にどうなるかという見通された上で書類をつくったほうがいいと思うんですよ。内々ではそれはわかってらっしゃると思うんですが、説明を受けながらそういうことを感じました。

○橋本総務課長 委員の御指摘をいただきまして、おっしゃるところはなるほどと。

確かに、上半期の支出におきましても、上半期の目標の数字を出せるとわかりやすいなというところで、今御指摘いただき感じたところでございます。

しかしながら、このシステムにつきまして、例えば修繕費だとか委託費だとか、この事業については、上半期までにこれぐらいやるとか、そういったところの目標は、ここのこの支出の予算の中では、そういう想定をしておりませんので、年間を通した予算額に対する執行率という形で、今回出させていただいているところでございます。

御指摘いただいたところを踏まえまして、どんな形で出せるのかといったところを、また、考えていければいいのかなと考えているところでございます。

○中野委員 そういうのを言い訳と言うんですよ。民間企業だったら、もっと具体的なものが一月ごとでありますよ。最低でも四半期ごとでありますよ。それを上半期、半分の話ですから。やはり、半分を通して年度末、1年間の見通しはどうなるかということを示すことが妥当だと思うんですが。

一回一回、この15%、7.6%の説明をする必要

もないと私は思います。私の言うことが参考になるかどうかわかりませんが、やはり、名前からして企業局ですから。企業ですよ、あなたたちは。もっと企業らしく。

電気というのは、九州電力だっているいろんな原油の価格が上がれば、すぐ電気料を何%、1期当たり何円か上げないと赤字になるとか何とか言ってすぐ変更しますよね。そのくらいの確に見通した数字をもって、1年間を見ているわけですから。

あなたたちは企業局で、電気料金をどれくらいにするのかは、簡単な話ですからね。企業局は企業局らしく、企業経営をやっていただきたいと思います。この計画とかいったことも。

赤字になったことはないでしょうから、来年度以降、今年度からだったか、何か厳しいという話を当初予算の中で言われましたから、より綿密な見通しを立てた上で来年度予算の計画について、取り組んでほしいと思います。

○井手企業局長 委員のおっしゃるところは、ごもっともだと思っています。

各担当レベルにおきましては、月ごとの支払いの計画や、銀行預金の状況と収支繰りの状況といったところを把握しながら回しているところであると思います。ただ、データの表し方として、こういう年度一貫の表し方をしているところについては、やはり、工夫が必要かなと思った次第であります。

今後、議会への報告の在り方について、少し検討させていただければと思います。よりわかりやすく、即自的な経営状況の見える化に取り組んでまいりたいと思います。

○岩切委員長 ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、その他で何かありま

せんか。

○蓬原委員 その他ですが、県立宮崎病院が電源喪失で停電を検出できずに、手動切替えを知らなかったのか、訓練ができていなかったのか。結果的に、手術中とかで人命に影響が出なかったの、不幸中の幸いと言っていいかと思えますけれども、非常に大きなミスだと思うんです。

福島原発事故を思い出します。電源喪失で冷却水が来ない。結果的に、ああいう状況になった。あれを本当によく考えていけば、フェイルセーフと考えただけで、電源は別なところを持っておくか、あるいは、水を機械でどこか高いところに貯めておいて、機械でおろすようにしておけば、ああいう冷却水がなくなるということはなかったはずなんです。

ところが、水をかぶって全部、主要電源も駄目だった、自家発電も駄目だった。結果的には冷却できなかったということで、ちょっと話は大きいかもしれないけれども、ある意味、共通した部分があるなと思っているところです。

病院局の話なのに、なぜ企業局かという、電気の保安協会かどこか分からないけれども、そういう資格を持っている人たちが病院局長に言ったんですけどね。普通、保守点検をやっているわけですよ。やっていて、ああいう状況になるのはどうもおかしいなと思うんですよね。

これはもちろん、企業局の皆さんにお願いなんですけど、ここには電気に詳しい技術者がいっぱいいるわけじゃないですか。いらっしゃいますよね。県庁の職員として採用されていらっしゃるので、今、宮崎県が抱えるそういう保安を頼まないといけない、ある容量以上の電気を扱っているところ、工場的なところ、いっぱいあると思うんですけどね。

そういうところに、せっかくこれだけの技術

者がいらっしゃるわけだから、特に、レベルの高い発電という部分を、いわゆる電源を供給するところを扱っている人たちなので、当然、受変電についても、その知識はあり余るぐらいあるはずなので、いわゆる縦割り行政のまずさかもしれませんが、せっかく、宮崎県庁の中に電気の技術者が集中しているところがあるんだから、何かその知見を、宮崎県が抱える電気設備のある施設に生かせないのかなと思っております。

これから企業局がさらに活躍するためにも、企業局の発電だけじゃなくて、宮崎県全体のそういう受変電システムについて、何か企業局でコンサルティングするみたいなことができないのかなという素朴な思いです。

宮崎県庁という組織を1つの会社と見立てれば、そこにあるわけじゃないですか、技術のある部局が。ところが、別の部局でこういう凡ミスが出るわけでしょう。その辺、局長、何かありませんかね。

○井手企業局長 今回の病院局の事例を、私も議場で、質問や答弁をお伺いしながら、企業局としてやれるところがあったのではないかなという思いでとらえておりました。

実際の建物の建築とか大規模改修、もしくは建築工事の場合には、営繕課のほうに技術の機械職、電気職の者がおりますので、そこはそれぞれ担当していたり、病院であれば、病院局のほうに配属されていたりするわけですけども、電気、機械職の人員はある程度限られていますので、それぞれの管理部局に常時配置できているわけではないという実態がございます。

そういう中におきまして、今、企業局においては、それらの技術者が人員的には数多くいるということで、そういうコンサルティングはで

きないものかと、私も同じように考えておりました。病院局長とはちょっとお話をしたところであり、今後はまた、総務部ともそういうお話をし、企業局の持つ人材、資源をうまく生かせるようにできないかということ協議してまいりたいと思います。

○蓬原委員 今度の新しい庁舎もそうだし、収受発電が備わっているところは、どういう施設があるのか一回総点検されて、そこに企業局として何かコンサルティングというか、保守に関しての指導なりができないか、ということを検討していただくといいんじゃないかと思います。よろしく御検討ください。

○岩切委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時15分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に、4名の傍聴の申出がありましたのでこれを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めたいと思います。

○日隈教育長 おはようございます。教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座って説明いたします。

それでは、早速ですが、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと思います。

今回、御審議いただきます議案ですが、3つございます。

議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)」、議案第10号「財産の取得について」、議案第11号「財産の処分について」の3件でございます。

次に、その下になりますが、その他報告事項といたしまして、宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」について、それから、県立高校生の就職内定状況について、この2件について御報告させていただきます。

それではまず、議案について私のほうから概要を御説明いたします。

常任委員会資料の目次の右側、1ページを御覧ください。

初めに、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)」についてであります。

表に太線で囲んでありますところが3か所ございますけれども、その一番上の一般会計の合計の欄を御覧ください。

今回の補正の関係ですが、8億1,128万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正後の一般会計の合計は、その2つ右の欄になりますけれども、補正後の合計が1,124億6,846万3,000円となります。

なお、今回は特別会計の補正はございません。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、引き続き各担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○岩切委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は全ての説明が終了した後をお願いいたします。

○四位財務福利課長 財務福利課でございます。

お手元の令和2年度11月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、77ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)文教施設災害復旧費につきまして5,600万円の増額補正をお願いいたしております。

これは、9月の台風10号の影響による被害が発生したことに伴い、災害復旧工事などに当初予算を上回る経費を要することとなったため、補正を行うものであります。

もう一度資料が替わりまして、お手元の令和2年11月定例県議会提出議案の5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正についてであります。

1、追加の表の下から2段目、(事業名)文教施設災害復旧事業につきまして、4,900万円の繰越しをお願いしております。

これは、台風10号に係る高千穂高等学校第2グラウンドの災害復旧事業につきまして、工法の検討等に日時を要したことによるものであります。

次に、常任委員会資料の5ページにお戻りください。

議案第11号「財産の処分について」であります。

1の処分の目的であります。県有財産である元西都商業高等学校の土地及び建物を西都市の産業振興のための用地に供するものとして処

分するものであります。

2の所在地は御覧のとおりです。

3の面積は、4万2,545.37平方メートル、4の処分価格は2億100万円、5の売渡先は西都市であります。

なお、本議案及び西都市議会に上程される財産取得に関する議案の議決をもちまして、本件に係る売買契約が正式に発効することになっております。

財務福利課の説明は以上であります。

○押方高校教育課長 高校教育課です。文教警察企業常任委員会資料の2ページを御覧ください。

宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、宮崎海洋高等学校の実習船である進洋丸は、建造から15年が経過し、経年劣化が進んでおりますことから、代船を建造し、生徒をはじめとする乗船員の安全を確保するものであります。

2の事業の概要につきましては、資料の3ページを御覧ください。

資料の中央部分、四角囲みの中になりますが、建造費につきましては、概算で約25億円を見積もっております。

資料の2ページにお戻りください。

2の概要につきまして、(1)補正予算額は7億5,528万2,000円となります。

(2)財源の内訳につきまして、国庫支出金が1億6,237万7,000円、その他は県債が4億9,320万円、一般財源が9,970万5,000円であります。

(3)、(4)の事業期間と事業内容につきましては、当初の計画において本年度に設計を行い、来年度から2年間をかけて建造の予定であ

りましたが、今年度、国からの予算確保がなされたことから、工期をできるだけ長く確保するため、今回の議会において予算上程をさせていただきたいと考えております。

資料が替わりまして、お手元の令和2年11月定例県議会提出議案の5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正についてであります。

1、追加の表の下から2つ目、(教育費)宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業費につきまして、7億5,528万2,000円の繰越しをお願いいたしております。

次に、同じ冊子の10ページをお開きください。

建造費につきましては、令和4年度までの17億4,902万円の債務負担をお願いしているところでございます。

続きまして、お手元の委員会資料の2ページにお戻りください。

3の事業効果であります、(1)にありますように4級海技士養成施設としての指定を継続させ、専門性の高い海洋人材を育成いたします。

また、(2)にありますように、県民の船として幅広い利活用を図りたいと考えております。

続きまして、資料の4ページをお開きください。

議案第10号「財産の取得について」御説明いたします。

11月定例県議会提出議案には、33ページに載せておりますが、同様の内容となりますので、こちらの常任委員会資料にて説明させていただきます。

本件は、財産に関する条例第2条の規定により、予定価格7,000万円以上の財産を取得する際は、議会の議決に付することになっておりますことから、今回、議案として提出するものであ

ります。

取得を予定しております財産は、今年の7月補正予算に係る県立学校「学びの保障」環境整備事業におきまして、県立高校等に整備をすることとした各種ICT機器でございます。

1の目的にありますように、県立高等学校等においてICTを活用した効率的で、効果的な教育活動を実施するためのものであります。

具体的には、2の取得する財産にありますように、壁かけプロジェクターや液晶ディスプレイ、タブレット端末等の機器でありまして、下の活用イメージ図と右の写真には、壁かけプロジェクターを示しております。

また、取得価格は、3にありますように3億2,213万3,460円であり、契約の方法は、4にありますように一般競争入札を行いまして、株式会社南日本ネットワークが落札しております。

今議会で議決が得られましたら、機器の調達、各学校への据付け等を進める予定としております。

説明は以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございますか。

○渡辺委員 進洋丸についてお伺いをしますが、今度の新船は何年間の活用を想定した船として造るという考えですか。

問題意識というか、寿命が念頭にあると思うんですけども、数年前からもうもたなくなるというお話でずっと計画が進んできていたと思います。当初、今の船を何年使うというイメージを持って造ったけれども、使い方の状況等、いろんな理由によって当初のイメージよりも短くなっているのか。それとも、長く使っているのか、予定どおりなのか、といったことが絡んでくると思うんですが、そこも御回答いただい

た上で、今度の船は造る段階では、例えば15年使うという計画なのか。その辺を御説明いただければと思います。

○押方高校教育課長 大体、船齢が15年から25年と言われておりますが、今の5代目については、平成17年に就航して16年目を迎えております。その前が4代目になりますけれども13年、その前が18年と、いろんな機器とか機材の関係で耐用年数も増えているとは思いますが、15年から20年を目途に計画をしているところでございます。

○渡辺委員 ちなみに、新船ができた後に、現在の実習船はどういう扱いになるんですか。廃船になるのか、それとも何らかの利活用を図るなり、どちらかに転売したりということが考えられるのでしょうか。

○押方高校教育課長 この前の船も売却等をしておりますので、そのような方向になろうかと思っております。

○渡辺委員 分かりました。今後の船の使い方なんですが、まずは海洋高校の生徒さんたちが存分に実習ができる形で使うのと同時に、先ほど御説明がありました、県民の船としての用途だと思います。いろんな地域活動で子供たちが乗って大変評判もいいと聞いておりますし、さらには宮崎北高校とでしたか、一緒に研究というような用途でも使っていて、新しい分野も増えていると思うんです。

資料の中で、現在は、多目的航海が年間20日から25日となっておりますが、これは実績値としてということだろうと思っておりますけれども、もっと活用が可能な状況なのか。それとも、実習航海以外では、このぐらいの利用がもう限界だという状況なのか。そこを御説明いただければと思います。

○押方高校教育課長 今、委員のおっしゃったとおり、現船については実習のない時期である7月あたりが中心になると思いますが、多目的航海として子供会とか、不登校の児童生徒、スポーツ少年団、また、指定の学校によるSSHと言われる研究に応じて、海洋研究などの実習を行っております。

そのほかの利活用としましては、災害時に利活用できるのではないかとということや、東日本大震災のときには向こうまで出かけて、宮崎県の花を応援で提供をしたというふうに伺っておりますので、今後、その辺りの利活用が考えられるのではないかと考えております。

○渡辺委員 スケジュール的には、県民の船としては、もう少し使う余裕があると理解しているということですか。

○押方高校教育課長 もともと4級海技士の実習船ですので、70日程度の長期実習が2回、2クールあります。また、その後のメンテナンス期間を除いた、5月から7月の間の空いている時期は、民間の船として民間の方に多目的航海とか、そういう利活用ができると考えております。

○渡辺委員 そういう活用をしているというのは分かっているんです。分かっている上で、今、新しくいろんなことにも取り組もうというお話をされているので、現状として使っている日数よりも、海洋高校の実習以外で使う日程的余裕がまだあるのですか、ということを知っているんです。今、日数がないという状況の中で、新しい目的のものをどんどん足していけば、当然のこととして小学生の多目的航海とかの割合を減らさないと新しいことはできないということになるはずですから、そこに余裕があるんですかということを知っています。

○押方高校教育課長 実際、今資料等を見ますと、23回ほど民間の方の多目的航海として利用しておりまして、その利用できる期間についてはあまり余裕がないものですから、内容の変更といたしますか、そういうことでの新しい考え方を盛り込んでいくことはできるかと思いますが、期間的にはあまり余裕がないということです。

○日高委員 進洋丸の代船の件ですが、国際基準です。国際条約の基準に準じた脱硝装置。これまでは脱硝装置はなかったわけです。今の5代目がこういう状況で、6代目の新船を建造するに当たって、こういった部分が変わってくるんですよ、というところを分かりやすく説明していただきたいと思います。

○押方高校教育課長 委員の御指摘のとおり、委員会資料の3ページの中ほどの右側にある船の写真の上になりますけれども、国際基準に合ったSCR脱硝装置ということで、自動車で言うと排気ガスの環境クリーン化を狙うものを設置したり、これまでなかったカウンセリング室等を準備したりとか、生徒が居住しやすい、もしくは遠洋に出たときにいろんな部分でサポートしやすい環境を充実させた船になっていくと考えております。

その点で、ちょっと大きな規模になりますし、価格のほうも少し増していると考えております。

○日高委員 国際条約基準ですね。これは、今回そうなるわけですから、これが新船になってこの条約基準になったら、例えば、寄港が制限される港も結構あったりとかするのでしょうか。寄港じゃなくて乗船も可能になるとか、そういったことはないんですか。この条約によって何か緩和されるということを知ったので。

○日隈教育長 国際基準の関係で、規制が厳しくなります。ですから、脱硝装置をつけなければ

ば重油ではなくて、いわゆる混合油、高級油を使うことで対応もできますが、その値段がかなり高くなるということもあるので、この脱硝装置もつけて、従来どおり重油をたいて燃油にかかる費用を抑えていく必要があるかということで、この装置をつけるということになります。

○日高委員 よく分かりました。僕にとって、これは待ちに待っていた建造なんです。いつになるか、いつになるかと、何年も前から待っていてやっと予算化されたみたいなどころがあります。

これは、ほかの県との競争が相当あって、どちらかという宮崎県はそこに入り込んでいったというか、はっきり言って、ほかの県を追い抜いてやっちゃったみたいなどころがあるので、その辺の教育委員会としての努力を、私はすごく買っているところであります。

ですから、これは早く建造スケジュールどおりにやってもらって、今漁業をやる人が少ないので、この海洋高校の生徒をこれからどんどん漁業関連へ育てていただければと思います。

この前の事件と言うとちょっといけないのかも知れませんが、5年か6年前に暴力事件とかもあつたりしました。しかし、こういう新しい船が入れば、今回の変更点では結構配慮されているので、ほっとしたところではあるので、これから学校現場と連携を取りながら、今後は建造に向かって、次は設計に入ってくるので、現場の声をしっかりと拾っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○中野委員 県民の船として幅広い利活用を図るということですが、具体的には災害時の利用です。大体はおぼろげながら分かるんですけども、給電、造水。この給電というのは災害時にどういう形で給電する仕組みになるんですか。

それから、水をつくるということですが、船そのものに何か真水をつくる機能があるということですか。災害時にどんな形で利用するのかというところを教えてください。

○押方高校教育課長 現船におきましても、海水を真水に変える装置がついております。それを海上から陸地に輸送して給水することができる可能性もございますし、発電装置もございますので、発電したものを陸地に送電する、そういうふうなことが想定されると考えております。

○中野委員 今の船にも、この真水にする機能があるんですか。新しい船だけにこういう機能があるんですか。

○押方高校教育課長 今の船にもございますし、次の船もそれを想定しております。

○中野委員 それから、給電は、港に船をつけておいて、そこから何か線を引っ張って、そこに来た発電機に電気を送るというふうに理解しておけばいいんですか。

○押方高校教育課長 委員のおっしゃるところまでの技術的なものはちょっと分かりませんが、発電できたものを何らかの形で陸地へ送電するというのを考えておりますので、今後研究させていただきたいと思います。

○中野委員 海の上からは遠いですからできませんね。だから、港に接岸したか、その近いところにいたときには利用できるというふうに理解しておればいいんですか。

○押方高校教育課長 接岸してできる場合もございましょうし、また少し離岸してやる場合もあると思いますが、いずれにしても送電線等を使って陸地への電力の供給を考えているところでございます。

○蓬原委員 これは普通の工業高校とか、農業高校とかで、例えば工業であれば工作機械を入

れるとか、それと同じ実習用の手段ということだと思つので、それはそれでいいことなんです。

しかし、要は、目的はここにある海洋人材を育成する、このことに尽きると思つんですけども、これまでの海洋高校を卒業した子供たちの就職先というんですか。どういう職種のところに進んでいるのか。その辺りの実績が分かったら教えてください。

○押方高校教育課長 資格等につきましては、昨年度の3年生の卒業生であります。4級海技士航海保有者が12名、4級海技士機関保有者が19名になっております。進路につきましても、昨年度の事例でございますが、漁業関係に*3名、県内に3名、県外に5名。あとは、建設、製造業等に就職しております。

○蓬原委員 漁業が3名ですね。それから、県内が3名、県外が5名ですね。これはどういう職種なのかを知りたいんですが。

○押方高校教育課長 漁業につきましては、具体的な企業名は控えさせていただきますけれども、県内は水産業、あと船員になります。あと県外につきましても水産、漁業系になります。

それで、県内が3名、県外が5名の合計8名ということで訂正をお願いいたします。

○蓬原委員 航海技術を学ぶとかそういうことではないわけですね。漁業の技術、農業とか工業とか、それと同じように考えればいいんですか。

○押方高校教育課長 4級海技士につきましては、漁業自体もありますけれども、乗船実習をすることで、ある一定以上の船への乗船が可能になるというふうに考えております。資格ということです。

○蓬原委員 ちょっと感想を言わせてもらおうと、

※このページ右段に訂正発言あり

工業高校を出て工業系に進む、農業高校を出て農業に進む、商業高校を出て商業に進むというように、できたらその専門に進んでほしいという思いがあります。人手不足とか地元への定着とかいう中で、特に漁業についてはなかなか若者が来ない、外国人材に頼らざるを得ないという状況の中で、願わくばそちらの道に、ここで学んだことを生かして、地元の漁業とかそういうところに就職できる子供たちが増えるといいなと思います。

そこで、その辺りのマッチングというか、今、商業とか工業とか農業についてはマッチングをいろいろとやっているけれども、この海洋高校についてはこの実習等を経験して、進路についてのオリエンテーションというか、その辺りはどうなんですか。

○押方高校教育課長 学科ごとに特色を持たせておりますけれども、最終的な進路につきましては、生徒の希望、もしくは保護者等と相談しまして、こういう漁業系に行きたい子とか、もしくは別の方向ということで丁寧に進路指導をしているところでありますが、全員が全員、この4級海技士を生かしてということはなかなか難しい部分もございます。

○蓬原委員 宮崎県の漁業協同組合連合会とかあるわけですが、漁業をする人たちの組合というのがあるわけですが、ここ辺りの希望とか期待とか、例えばその辺りの意見交換みたいなものをされるとか、それをこの実習の中に組み込むとか、そういうことは何かされていませんか。

○押方高校教育課長 海洋高校だけには限りませんが、各学校でインターンシップとか、また企業とのマッチング、ガイダンス等で自分の希望した職種等に出ていったり経験したりということはございますし、また漁業系はなおさら、

海洋高校においてはその辺りのインターンシップもやっているところがございます。

○日高委員 海洋高校には宮崎カーフェリーからは全然求人がないんですか。それがなかったら問題ですよ。その辺はどうなんですか。

○押方高校教育課長 今、資料が手元でございますので、少し調べさせていただきます。

○日高委員 こっちが宮崎カーフェリーを助けている割には、そういうふうに高校生を採用してくれないという状況じゃ、やっぱりちょっとそれは問題です。問題として捉えておきます。

○押方高校教育課長 昨年度の例で申し上げますと、県外ではございますが、運輸郵便業のほうで、さんふらわあマリンサービス、その職種がどういうところになるかは別ですけども、そういうところには就職している状況はございます。「さんふらわあに行ったらしょうがないですよ、本当に」と呼ぶ者あり

○二見委員 宮崎海洋高校なので、入学生は県内の子供たちだけですか。それとも、県外からも結構入学しているんですか。

○押方高校教育課長 入学者は県内のみということですが。

○二見委員 結構、大きな船とかの大規模投資をしていかないといけない学校なので、今回のこの船の耐用年数等も踏まえての代船の建造になってくるのかなと思うんですけど、先ほどその後の進路について分からないと言われてましたが、ホームページに出していますよね。

大体、半分以上は県外に流れていて、漁業関係に行っているのも、これは平成29年3月の卒業生ですが県内では9人。建設業に行ったり、製造業に行ったり、運輸業、卸、サービス、いろんな分野に広がっていく。でも、20名から40名ぐらいの数が県内にとどまっていて、四十数

名はもう大体県外の企業に行って、10名から20名ぐらいが専門学校とかに進学しているというのが、過去4年分ぐらい出ています。

宮崎県内の漁業関係者の方々の中では、なかなか人手が足りなくて、御存じのとおり、外国人の技能実習生を入れて頑張っているらしいわけではあります。

やはり、ここ辺のマッチングというか、子供たちがどういう進路を選びたいかというのも大切にしないといけないわけなので、その夢の実現に向けてのお手伝いをするのは学校の使命でしょうし、もう1つ、県外の企業であったとしても、こういう夢があるんだとか楽しみがあるとか、目標があるとか、そういうものを教えるのも学校の仕事だと思うんです。

何も知識のないところに知識を与えていくのが学校なので、どういう絵を描くことができるかというのが一番大きな課題であって、その辺は先生方も技術だけを教えればいいのかではない。そういったところもしっかり取り組んでいった上で、その後の進路とかができてくれば、やはり宮崎県の海洋高校、数少ないこういう技術分野の養成学校なので、もっと言うとその先の宮崎県の子供たちの進路、また生活とかを守っていくためにもしっかりと取り組んでいただきたい。そのためには、いろんな新たな設備等を入れていかなければならないというのもよく分かりますが、その辺も取り組んでいってほしいなというふう感じたところでした。

高校には、普通科から職業系までいろいろあるので、全部の細かいところまで目を行き届かせることは、課長としては難しいかもしれないですけども、現場の担当のところではしっかりそこを押さえた上で取り組んでいっていただいて、1年間だけの計画じゃなくて、10年間な

ら10年間でどういう目標を立ててやっていくとか、この船のスケジュールだけじゃなくて、そういった計画もぜひ立ててもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○押方高校教育課長 委員御指摘のとおり、海洋高校に進む生徒への企業の紹介とか、県内にある魅力的な企業をたくさん紹介するのも我々の仕事ですので、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、また長期計画に立った教育課程の編成等も考えてしっかりやっていきたいと思っております。

○蓬原委員 ちょうどこの資料の下のほうに、小中学生の多目的航海とあるので、今、夢の話も出ましたが、せっかく宮崎県にはこういう船があって、こういうことがあるよと、できるだけ子供たちに小さいときから体験搭乗というか、PRを兼ねて、そういうことをしていただくと、将来に向けて夢を持ったりする子もいると思っております。

宮崎県がこういう船を持っているということは、意外と知らないです。例えば修学旅行のルートに入れてもいいんじゃないですか。それは無理かもしれないけど、いろんな柔軟なやり方で、子供たちをいっぱい乗せていただくといいのかなと思いましたので、お願いしておきます。

○岩切委員長 まもなく正午となります。

委員の皆様にお諮りいたします。審査の途中ですが、続きは午後1時から行いたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ないようですので、午後1時から再開させていただきます。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時2分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

○押方高校教育課長 午前中の質疑に関しまして追加報告がございます。

本年度の海洋高校における宮崎カーフェリーの内定状況でございます。

現在のところ、甲板員男子1名、並びに接客サービス女子1名、計2名の内定をいただいているところでございます。

報告は以上でございます。

○岩切委員長 ありがとうございます。

それでは、午前に引き続き、議案の審査を行います。質疑はありますか。

○蓬原委員 常任委員会資料の5ページの財産の処分について、処分価格が約2億円です。この価格の決定過程というか、周辺の地価の相場はどのくらいなのか。ちょっとその辺を教えてください。

○四位財務福利課長 まず、この金額ですけれども、西都市のほうに不動産鑑定を依頼いたしまして、その数字を基に積算したものになります。

この校地を一括して利活用していただくための売却という形になりますので、その校地の周りの状況等を見定めて、例えば住宅の利用とした場合の周辺の取引価格等を参考にしながら単価を出して、面積に掛けて出した金額がこの金額という形になります。

もちろん、そのまま進めるわけではありませぬので、これを住宅とした場合に造成などに必要な経費とか、それからもう既に校舎が建っているものですから、これを解体するための費用とか、そうした様々な控除されるべき金額を控除した上で出した金額という形になります。

○蓬原委員 平たく言えばいわゆる不動産鑑定をされたということですね。これは、今、市とおっしゃいましたが、市が行ったんですか。

○四位財務福利課長 県のほうで行っております。

○蓬原委員 県ですよ。そうでないとおかしいですよ。

それで、この処分の相手方が西都市ということなんですけど、これはもともとから公共用に資するという目的なので、買手は西都市に絞ってそういう交渉をされてきたのか。あるいは、何か公募にかけたりだとか、その辺りの経過も、手続上のことを教えてください。

○四位財務福利課長 まず、この校地をどうするかということで、処分すると内部で決めまして、まずは県庁内で、県の中で活用ができないかということで照会をかけます。そこで利用がないということになれば、設置されている市町村にお伺いするというのが次の手順になります。その際、西都市のほうで御検討をされるということでしたので、検討をお待ちしていたところ、利用したい、買いたいということで申出がございまして、今回の運びになったということでございます。

○蓬原委員 ということは、もう県としては今のところ、この利活用の方法は見当たらないけれども、市がそれに見合うというか、計画をお持ちであるので市に売却したいということですね。

○四位財務福利課長 さようでございます。

○蓬原委員 具体的な計画というのは、こういう場合市の方から提出されているんですか。

○四位財務福利課長 具体的な青写真につきましては、当方の議案のほうにお示ししている内容以上のものはないんですけれども、基本的に例

えば市役所などの公用ですとか、それから公園などの公共用などの場合には、3割を限度として減免の措置とかもあるものですから、その辺りの利用の形態については原則としてお伺いすることになっていまして、その中において市のほうで事業として展開するというようなお話がございました。

そういったやり取りはしているんですが、例えばどのような企業によってとか、そういった利活用の話については具体的には聞いておりません。

○蓬原委員 長く続いた学校です。それで、学校というのは卒業生が何千名といらっしやって、記念碑があったり記念樹があったりと、既に卒業していつているけれども、やはり母校の跡地にはいろんな思い入れがあって、いろんなものも残っていると思います。市が利活用をするに当たって、その辺りは何か配慮されるものでしょうか。

○四位財務福利課長 今のところ、契約上の条件という形にはなっていませんが、過去の例を見ましても、基本的にその自治体が県有地を取得された場合には、特にそういったところまで配慮をされている例も多くございますので、その辺につきましても適切に対応していただけるものと考えています。

○蓬原委員 あと1件、お願いしたいのは、先ほど周辺の地価の相場という話をしたんですけど、周辺の類似の土地をお調べであれば、ここが平米当たり幾らで、周辺の土地が平米当たり幾らかというのが、もし分かれば参考に教えてください。

○四位財務福利課長 不動産鑑定士の鑑定によればということになるのですが、周辺の住宅地価格を平米当たり2万1,000円余りで考えておら

れます。坪で言うとその3.3倍という形になりますけれども、それぐらいの価格で設定しておられます。適正かどうかは、西都市のほうの状況を考えたときには、さほど遜色ないと思いますけれども、その金額を基にして算定しておりますので適正だというふうに考えております。

○蓬原委員 それでは、結局、県が不動産鑑定をして、除却費とかいろいろ差し引いて、こういう値段になりますよと。それに対して、提示された金額について市のほうから、増額はないでしょうけど、減額とか、何かしらそういう交渉はありましたか。

○四位財務福利課長 基本的には、先ほど申し上げたような公用、公共用としての減額の交渉はあるんですが、今回の場合は委員のおっしゃるような交渉はなく、そのまま最低の提示価格をお支払いいただく形で打合せ等が進んできたものであります。

○蓬原委員 県が不動産鑑定をして、周辺の相場とも比較しながら、これが適当であるという提示した価格で市が買うということですね。

○四位財務福利課長 さようでございます。

○中野委員 取得価格は幾らだったんですか。

○岩切委員長 西都商業高校をつくるときの取得価格が分かりますかという御質問です。

○四位財務福利課長 手元に数字がございませんので、ちょっとお答えできないです。

○中野委員 そうしたら、帳簿残があると思うんですが、帳簿残価格は分かりませんか。

○四位財務福利課長 そちらもちょっと手元に数字がございません。また、調べられる状況でしたら後ほどお伝えしたいと思います。

○中野委員 そうというのは分からないのに、処分価格を決められるというのはいかがなものですか。

○四位財務福利課長 現在における価格として適正なものということで、一応この金額には正当性があると考えておりますけれども、過去の分に係る御指摘の部分につきましては、開校時に比べれば地価のほうも上がってはきているでしょうし、そういった蓋然性といえますか、当然上がっているものというふうな考えできておりましたものですから、手元に具体的な数字は持っておりません。大変申し訳ございませんけれども、分かればまた後でお答えしたいと思います。

○中野委員 この価格を云々するというのではありませんが、参考のために後日教えてください。

○四位財務福利課長 かしこまりました。

○岩切委員長 この件に関連して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、他の項目に関する御質疑はありますか。

○中野委員 議案第10号の財産の取得についてですけれども、この壁かけプロジェクター等なんですが、これは県立高校全校に配置されるんですか。

○押方高校教育課長 委員のおっしゃるとおり全校であります。学校にあります普通教室に約600台ほど配置するということになります。

○中野委員 設置は大体いつ頃になりますか。

○押方高校教育課長 議決をいただいたら、すぐに発注、調達、取付けの準備に入りますので、年度内を想定しております。

○中野委員 年度内ということは3月いっぱいということですか。

○押方高校教育課長 学校数もございまして、機材の調達等、また工事準備等を含めて、学校の順番等を適正に考えながら、年度内に全ての

設置を終わりたいと思っております。

○中野委員 先日、大分県の高校に行ったら、既に設置してありました。それで我々も説明を受けたんですが、これはいいなと思いながら聞いていたところでしたので、大分県に負けられないように。大分県も、全校に設置されているのかどうかは分かりませんが、行った学校には設置してありました。

○押方高校教育課長 委員御指摘のとおり、宮崎県でも今回の設置によりまして、九州でもナンバーワンクラスの設置状況になりますので、それを踏まえまして活用できるように頑張りたいと思っております。

○中野委員 日本一を目指してください。

○二見委員 ちょっと細かい話なんですけれども、この壁かけプロジェクター、ディスプレイ、タブレットの3点セットを全部まとめて整備するというのでよろしいんですか。

○押方高校教育課長 普通教室におきましては、壁かけプロジェクター、そして特別教室と言われる物理教室でありますとか美術教室を想定して、9教室に大型ディスプレイ、そしてそれぞれに対してタブレット端末を、これは録画もできますし、編集もできますので、そういったのが一体化したものということで、それぞれに対してタブレット端末を準備しております。

また、壁かけプロジェクターにはスクリーンも含めて準備する予定でございます。

○二見委員 全部整備されるのはいいことだなと思うんですけれども、1つは耐用年数が来れば更新しないといけないと思うんですが、いろんな建物とかも同じ時期につくると同じ時期に更新しないといけないというときが恐らく来ると思います。そこ辺の計画も、今の段階でちゃんと見込んであると考えていてよろしいですか。

どれぐらいの期間で次の更新が来るのかとか、
どういう計画でやっていくのかというのが今分
かれば、教えてください。

○押方高校教育課長 現在設置しておりますデ
スクトップ型とかタブレット端末等の更新契約
期間等も参考にしながら、現在の機器がどのぐ
らいの耐用年数かというのも踏まえまして、具
体的にはこれからになるかと思いますが、準備
しながら更新等をしていきたいと考えておりま
す。

○二見委員 今回は財産の取得なので、リース
ではないということですよ。最近では、いろ
んなPCとか、要するに新しいものができたら
変えていかないといけないということを踏まえ
てリースにするのが多いと思うんですが、そう
いったことも検討された上での取得になっている
んですか。

○押方高校教育課長 今回、国の補正予算を使っ
ての事業になり、年度内の執行であることから、
まず取得ということを考えました。また緊急性
を考えまして取得したところでございます。

今後のメンテナンス等についても、検討しな
がら進めていきたいと思っております。

○二見委員 初期投資が国の補助があるからと
いうことでやりやすいのもあるけれども、後々
のことも考えてスタートしないと、かえって負
担になってはいけませんから。しっかり今
後の計画を検討していただきたいと思えます。

あと、議案から離れますけれども、この間、
このICT化についてもいろいろと議論があっ
たところですが、こう言うのは何ですけれども、
やっぱりその使い方をちゃんと先生たちに指導
していただくというのが何よりだろうと。そう
いった教材の開発とかいろんなことを他県でも
されているようですし、本県でも教育センター

なりでやっているんだと思いますけれども、そ
こをしっかりと充実することと、先生方へのその
指導が重要だと思うんですね。

実は、この間、誰というわけじゃないんです
けれども、教室での授業を見ていたときに、せつ
かくモニターに映して子供たちに授業をしてい
るのに、同じものを板書していたんです。これ
が現実なんです。もうそれで分かるんだったら、
そこで済ませないといけません。書く暇がいらな
いんだから、いろんなスライドをたくさん使っ
て授業ができるはずですよ。でも結局そういうこ
とをいまだにやっているというこの現状を早く
変えていかないと。本県の学力向上という課題
がありますから、せつかくいいものがそろうん
ですから、それを120%活用できるような体制づ
くりぜひ力をいれていただきたいと思います。

○押方高校教育課長 御指摘ありがとうございます。
今後は、本当に100%以上活用できるように、
教職員の活用なども含めて、また指導方法
も含めて、鋭意研修等を深めていきたいと思っ
ております。

○蓬原委員 この株式会社南日本ネットワーク
というのはどこの会社ですか。契約の相手方は、
当然県内ですよ。入札はどこでされたのです
か。

○押方高校教育課長 県内の宮崎市内の会社で
ございます。

○蓬原委員 いろんなやり方があると思うん
ですけど、この価格決定までのいきさつについて、
どういう形を取られたのか、応札されたのが何
社なのかを教えてください。

○押方高校教育課長 一般競争入札でございま
して、まず宮崎県の公報にて入札公告をいたし
まして、入札をいただきまして開札ということ
になっております。

応札は1社でございます。

○蓬原委員 ちょっと確認します。公告をして応札、いわゆる入札に応じてこられた方は1社だけだったということですか。

○押方高校教育課長 1社のみでございます。

○蓬原委員 これは一般競争入札で、当然もう今は指名入札はやらないんでしょうが、教育委員会からお考えになって、これに該当する会社というのは当然数社を予想されたと思うんですけど、予想では何社ぐらいだったんでしょうか。

○押方高校教育課長 公報に載せますので、具体的な数値はありませんが、数社を予想していたわけですが、この仕様までを原課がつくりまして、その後は物品管理調達課のほうで進めていきますので、手続等は物品管理調達課に依頼したというところになります。

○蓬原委員 教育委員会では入札をされていないという回答だと思うんですが、単純に考えれば、メーカーがどこかなのかということになるんですけど、パソコン等であればNECであったり富士通であったりいろいろあるので、当然そのチェーンの代理店だったりがあるわけで、普通だったら学校に応札となると、後の広がり、その利用者がまた大人になって使うことを考えると、かなりの投資というか、いい売り先になると思うんです。

それが1社しかなかったというのは一体どうなんだろうと思うんですけど、値段が市場より安かったとか、でもそれは、価格を示していないので、仕様書しかなかったわけですね。

○押方高校教育課長 1社ではございますが、今回この機材の多さとか工事の幅の広さとか、そういうものを考えますと、全国的に、県によってはなかなか調達が難しい県もあると聞いております。

そういうことを考えますと、対応できるのが南日本ネットワークだったのではないかということは十分に想像されると思います。

○蓬原委員 分かりました。教育委員会がその入札の応受を実際やっておられないので、これ以上お答えできないと思うんですけど、私が質問したのは、基本的にはやはり経済の循環ということ考えたときには、県内の業者じゃないといけないうわけで、これが県外だとそれだけ県外にお金が出ていくわけですから、それで聞いたところでした。

それから、これは今後の参考のために、こういう生の商売の世界の話も、大半が先生方だと思うんですけども、1回聞いておられてもいいのではないかなと思いたしたので。

○二見委員 今のやりとりを聞いていて、ちょっと思うのは、教育現場でのいろんな入札、物品を購入するというのは、こういう機器材だけじゃなくていろんな資機材とかもありますよね。例えば、学校だと運動服だったり制服だったり。それぞれ、いろんなメーカーがある中で、扱っている企業さんたちもそれぞれうちはここが強いというのがあるわけじゃないですか。

先ほどの説明だと仕様書をつくってそれを出したということなので、その仕様書がどういうものだったのかということなんだと思うんです。いろんな会社がある中で、今回のプロジェクターとディスプレイとタブレット、どのメーカーなのかなと。資料に載っていないから分かりませんが、メーカーを指定してやれば、おのずとそこが強い、そのメーカーを扱っている取引業者が強くなるというのは当然のことで、となれば、これはもう競争していないのと一緒なんです。

やっぱり、代理店を持つ一番の直営のところ

と、そこを通さないとうちは買えないんですというところだったら、もうその段階でその中間マージンがないわけですから、完全に平等な競争ではないということになる。だけど、うちはそのメーカーは弱いけれども、ほかのメーカーだったらもっといいものを持ってこられるんですよとか、どういう内容の仕様書だったのかちょっと疑問に思ったんですが、今回はその仕様書をつくるに当たって、どこまで決められたのですか。

○押方高校教育課長 まず、現在の学校現場の機器等を踏まえて、どういう機材が適切かというのを、学校の現場の意見を聞いたりしながら仕様書をつくったということになります。

具体的なメーカーについては分かりませんが、学校で使いやすいとか、そういうものを含めて仕様をつくっております。

○二見委員 よく分からない。プロジェクターだったら、例えばキヤノンとかありますよね、あとエプソンとかメーカーがあります。それ以外にもまだ小さいメーカーとかもあつたりすると思うんですけれども、実際学校で使いやすいと言っても、ないから今回整備するわけなので、使いやすいも何も、このメーカーは使いにくいとかいう話もないと思うんですよ。それだったら、まず、プレゼンテーションをさせるのが先じゃないのかな。こういうものがありますと、それぞれが出してきて、これぐらいの価格でできますとか、そういうやり方のほうがスマートじゃないかという感じがするんですが。まあ、今年度内に終わらせないといけないという部分もあつたり、時間的なこともあつたりするのかなとは思いますが、どうもそこ辺の不透明な部分があるので、ちょっと勘ぐっちゃいます。

○押方高校教育課長 先ほどの御質問についてでございますが、実際はメーカー指定でなく、機能等の指定をして、こういうサイズであるとか、こういう通信速度とか機能がついているとか、そういうものを示した仕様書ということになります。

○二見委員 まさにそこなんです。それをしていいるからメーカー指定じゃありませんというけれども、その規格がこのメーカーしかないんですとなっていたら一緒じゃないですか。そうでしょう。だから、そこ辺を分かっているか出しているんですか。

じゃあ、先ほど言われた規格で当てはまる機種とか、そういったものがこのメーカーはこれ、ここならこれというふうになってきて、もうそれぞれの基本的なメーカーの販売価格があるじゃないですか。だから、そうなるとうある程度出来レースになってしまうということなんです。そういうことです。

○押方高校教育課長 委員の御指摘も受けながら、今後研究してまいりたいと思います。

○内田副委員長 先ほど、九州ナンバーワンの設置状況になるということで、心強いお言葉だったんですが、以前から大学入試センター試験がタブレット化されるとか、現在、コロナ禍でオンライン入試というのが進められているとか、検討されているとか、いろいろ聞くんですけども、今現在、オンライン入試というのが実際に進んで、実施されているのか、されるのか。現状が分からないので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○押方高校教育課長 大学等によって様々でございますが、実際の入試に関しましてはオンラインの面接等だけにしたところがあつたり、入試をセンターテストのみとして、2次試験をや

めたり、ということがございます。

また、議員御指摘のオンラインのテスト形式というのがC B Tで、コンピューターを使ったテスト形式もあります。その取組状況については、まだ具体的なものが出ていないというのが現状です。そういう方向があるというのは伺っているところです。

○内田副委員長 そういう流れに乗り遅れないように、対策をしっかりとやっていただきたいと思うんですが、そこ辺の対策というのは進んでいるんですか。それとも、これからですか。

○押方高校教育課長 そういうコンピューターを使ったテスト等の対策については、各民間等でそういうものも出してありますし、小論文指導等とかもございますので、それを活用したり、また学校独自で新しいコンテンツを使ったりしております。

また、面接等につきましては、今の機材も含めて面接の指導ができる状況でございますので、対策を進めている状況でございます。

○内田副委員長 3月までにこの設置が進んでいくことで、オンライン入試にも対応できる実力を学生さんにもつけていただいて、取り残されないような取組をしっかりと現場でもしていただきたいなと思います。入試対策にもきちんとこの機材を使っただけならと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○岩切委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めたいと思います。

委員の質疑は、説明が全て終了した後にお願いたします。

○押方高校教育課長 宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」について御報告いたします。

本文につきましては、別冊で資料を配付しておりますが、説明につきましては常任委員会資料で行いますので、資料の6ページと7ページを御覧ください。

この最終のまとめにつきましては、去る10月30日に懇話会座長であります宮崎大学教育学部藤井学部長より教育長へ報告をいただいたものでございます。

委員の皆様へは、事前にお送りしておりますが、本日はその概要について御報告を申し上げます。

私的諮問機関であります宮崎県学校教育計画懇話会は、昨年5月に設置され、6ページの上にあります、1、懇話会の協議経過等の(1)にあります2つの協議テーマについて、学識経験者、教育関係者等の皆様による意見交換を行っていただきました。

概要につきましては、右の7ページ、宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」(概要)を御覧ください。

Iの新しい時代に向けた本県教育の方向性につきましては、S o c i e t y 5.0と呼ばれる時代が訪れようとしている中、I C Tをフルに活用した教育を充実させ、地理的制約を超えた多様かつ質の高い学び、ニーズに応じた多様な学びを高校教育だけでなく、入学前の小中学校段階、そして卒業後の高等教育とも連携して実現させることを求めています。

また、IIのこれからの高等学校教育の在り方につきましては、(2)これからの県立高等学校整備の考え方として、専門的教育を行う高等学校の質の確保から、望ましい学校規模を定めることが必要であるものの、高等学校が地域の人材育成の核として位置づけられていることから、学校の統廃合は慎重に検討することを求めています。

ります。

また、Ⅲの今後の義務教育段階以降の特別支援学校の在り方につきましては、職業教育を充実させるため、職業コース・職業学科や高等特別支援学校等の設置等について、具体的な検討を行うことが求められております。

以上が、最終のまとめの概要であります。

6ページの下のほうにお戻りいただきまして、下の2、次期県立高等学校教育整備方針の策定にありますように、今後につきましては、この最終まとめに描かれた本県の高等学校教育を取り巻く状況等を踏まえまして、生徒にとってよりよい教育環境の提供を目指し、(2)基本的な考えにありますように、令和3年から令和10年までの8年間の方針を作成したいと考えております。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。

令和2年10月末現在の県立高校生の就職内定状況につきまして御説明いたします。

初めに、委員の皆様は既に御承知のことと存じますが、今年度の高校生の就職採用選考につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より1か月遅れて10月16日から開始されております。したがって、今回が今年度最初の取りまとめとなります。

表1、就職内定の状況を御覧ください。

表の左側、一番上の項目にありますように、令和2年度の卒業予定者数につきましては、男女合計で6,845名であり、その右側の昨年の10月末と比較しますと236名の減少となっております。

次に、下の項目、就職希望者数については、(A)県内が男女合計1,243名、(B)県外が780名、(C)合計2,023名が就職を希望しております。

このうち、次の項目の10月末までの就職内定数につきましては、(D)県内が男女合計696名、(E)県外が499名、(F)合計で1,195名であります。

その下の項目の就職内定率で見ますと、県内が56.0%、県外が64.0%、全体では59.1%となっております。

例年より1か月遅れで始まった採用選考でありますので、昨年度との単純な比較はできませんが、昨年度の9月選考開始日から15日後の状況である、右から3列目の一番下の令和元年の9月末日と比較しますと、その値は56.8%であり、その一番右にありますように2.3ポイントの増加となっている状況でございます。

10月末までに約6割の生徒が内定をいただいているところですが、公務員の多くは10月末までに結果が出ておりませんので、その多くは結果待ちの状況であります。

続きまして、下の表、2、就職決定者の県内比率についてですが、現在58.2%、右から3番目の昨年の9月の55.4%と比較しまして、2.8%の増加となっております。これは、県内企業が求人票の提出や内定の通知を県外企業並みに早く出していただけるようになったことや、新型コロナウイルス感染症感染拡大対策の影響が要因であると考えております。

全体としては、未決定者が828名おりますので、今後も引き続き、関係機関や学校と連携しながら、就職内定率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○岩切委員長 説明が終わりました。質疑はありますか。

○渡辺委員 資料の6、7ページ、懇話会のことについてお伺いをします。

前回の中間をまとめのときにも説明をいただ

きましたし、今の資料にもありましたが、そもそも計画自体を来年度から8年間の計画に変えて前倒しするというのでありますので、当然今回の最終まとめを受けて、県としての方針がそこまでの間に策定されることになると思います。

そこに向けてのスケジュールを改めて御説明いただけますか。もう、11月議会ですから、大体答えははっきりしていると思いますが。

○押方高校教育課長 今後、この懇話会からいただきました最終のまとめを十分踏まえまして、事務局のほうで検討いたしまして、計画素案を作成したいと考えております。

その素案を、その後パブリックコメントにかまして、また議論を深め、その後教育委員会の協議を経て策定予定となっております。

時期的に申しますと、3月末日を目途に策定予定としております。

○渡辺委員 3月末日に策定というのは、それで翌4月1日から適用される計画になるということです。議決権があるかどうかの問題は別にして、中間まとめ、そして最終まとめ、こうやって議会にも御報告をいただいているわけですから、議会に具体的な計画の内容の説明や、議案ではないにせよ、その詳細な内容を説明もせずに教育委員会で決まったから3月31日にでき上がりますというものではないはずです。

今の質問の趣旨は、我々のそれぞれの意見や県議会としての意見を述べる機会、具体的な計画について、これから8年間、しかも地域的には微妙な問題もいっぱい絡む計画なわけですから、それを具体的にどう御説明いただけるのかを確認したいという趣旨です。

○押方高校教育課長 次期計画の素案ができました時点で議会には御報告いたしまして、幅広

く御意見をいただき、また再検討させていただきたいと考えております。

そのための日程につきましては、後日お知らせということでもよろしいでしょうか。

○渡辺委員 もう、残り4か月後には始まる計画を立てられようとしているわけなので、おおむね何月何日とは申しませんが、素案をいつ頃公開をする。パブコメも間に入るわけですから、そのスケジュール感が全く今、示せていないというような話であれば、つくろうとしている計画の信頼性に関わってくる問題だと思うんです。

ですから、せめて例えばその素案は年内にでき上がるものなのか。来年の1月なのか、2月なのか。2月の半ばには議会も始まるわけですので、どのタイミングになるかというのは大事な問題だと思うので、もうちょっと具体的に御説明いただけないかと思うんですが。

○押方高校教育課長 計画策定の日程につきましては、今度の教育委員会で議決いただきまして、来年の1月の閉会中の常任委員会等に素案のお示しができればと考えております。

その後、再検討し、パブリックコメントを経まして、3月、早くても2月の教育委員会にてまた協議をお願いしようと考えているところです。

○渡辺委員 ということは、今の御説明から想像すれば、パブコメの前の段階の1月の閉会中審査で我々にはその内容をお示しいただいて、意見を述べる機会があり、パブコメを受けて、パブコメでどういう意見があったのかを2月議会のしかるべきときに御説明いただけて、最終案もお示しいただける、というスケジュール感になると理解していいですか。

○日隈教育長 高校教育課長が今申し上げまし

たけれども、もう一度、私から説明させてください。

素案については、来年の1月の閉会中の常任委員会で示せるように、教育委員会でまとめれば1月の閉会中の常任委員会で告示して、御意見を賜りたいと考えております。

ただ、教育委員会でもまだまとまらない状況であれば、これも1月の閉会中の常任委員会で、その時点での検討状況を御報告させていただきたいと思っております。

早ければ、今申し上げたとおり、1月の閉会中の常任委員会で素案を告示し、議会の御意見も踏まえまして、2月定例県議会の常任委員会——3月になろうかと思っておりますけれども——で私どもの案という形でまた御説明することになろうかと思っております。

○渡辺委員 イメージできましたが、その中で言えば、やっぱり我々が意見を申せる機会はかなり少ないということ。これは仕組み上仕方がないことだと思っております。

今まで、中間まとめの段階では、懇話会の皆さんが最終案を出す前にあまりいろんなことを議会の立場から言うべきかどうかという逡巡もあり、考えていました。最終まとめが出たところですから、あとは教育委員会の側がどういう結果をつくるかという段階なので、そういう前提で貴重な機会だと思って幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

まず1つは、今回の一般質問でも聞かせていただきましたが、県立高校の将来的な整備、在り方のところに関して、4から8学級という今の基準については、その合理性を一定程度認めながらも、下限のところについては柔軟な考え方、コミュニティースクールのこともあったり、地域でその学校がとても大切に、かつ、自治体

等も大切だという意識を共有してもらって、いろんな協力を得られているようなものであれば、そこは柔軟に考えていったほうがいいのではないかと御意見だったと理解しています。

そのことは、本当に大切な発想で、正しい方向性だと思うんですが、ここに来た段階で教育委員会に確認したいのが、4から8学級という基準をつくってきました。何らかの基準をつくるのはある程度仕方がないことだと思っておりますけれども、この基準をつくったときの認識と、その後の少子化の進み方の傾向が、単純な数字の予想とかだけではなくて変動もあったかもしれません。さらに言えば学科がなくなっていることによって、子供たちが選択する学校が思っていた状況と多少なり違うということも起きてきている可能性もあると思っております。

そこで、4から8学級という基準で今までやってきたことについての現時点の総括というか、今後どうするかというのは、今から最終的に決めるのでしょうから御答弁しづらいかもかもしれませんが、現時点で、今回懇話会から御意見をいただいたことも含めて、今までの取組について総括を伺いたいんですが。

○押方高校教育課長 適正規模が、以前から4から8学級ということであるわけですが、そのことにつきまして、それをもって、これまでの統廃合等々をしているわけではございません。もちろん、以前から3学級の学校も存在しておりましたので、生徒、保護者のニーズや、また地域の実態、全県的な少子化の状況等も踏まえまして、統廃合等をやむなくしたところもございまして。

そのことにつきまして、4から8学級という適正規模が基準になっただけではないということと考えておりますし、これまでずっといろんな

な対策等を教育委員会のほうでしてきたと考えております。

○渡辺委員 ちょっと確認させてください。今の高校教育課長の答弁が正しいと、教育委員会の認識であるとするのであれば、今回最終まとめで言われている意見の状態を、常に今までもそのように運用をしてきました。4から8学級というのが適正規模としての一つの考え方だけれども、別にその数字に縛られてきたわけではありませんと、下限についても今回の最終まとめで言われているような考え方を反映した運用というか、考え方を教育委員会は持ってきたという御答弁、今の答弁は私にはそのように聞こえたのですが、そう理解していいんですか。

今までも教育委員会は、今回のこのまとめで言われているような運用というか、統廃合についての考え方はそういう考え方を持ってきたんだということで理解していいんでしょうか。

○押方高校教育課長 現行の整備計画等を見ますと、この適正規模の4から8学級というのは、基準として書かれていますので、ただそのことのみで判断するのではなく、生徒、保護者、もしくは地元のニーズ等を踏まえて、適切に判断すると書いておりますので、この基準のみで判断したということではないと考えております。

○渡辺委員 聞き方を変えます。今度のこの最終まとめで御指摘をされている中身というのは、これはどう受け止めますか。現状、今まで県教委が行ってきた考え方を追認するというか、それを上書きしたことをこの最終まとめの中でおっしゃっているというのが教育委員会の認識ですか。

それとも、これは今までの教育委員会の考え方を踏まえつつ、いろんな時代、状況を反映して——この適正規模のことだけに関してという

意味ですが——新しい考え方、新しい様相を御提示いただいた最終まとめだという教育委員会の認識なのか。

それとも、今の課長の御答弁であれば、そうではなくて今までもそうしてきました。そのことを上書きじゃないけれども、そのままオーソライズするというか、そうですねというふうに言っているというこれは表現だと教育委員会は受け止めているんでしょうか。

大事なところだと思うんです。その見解はつきりお示しいただきたい。

○押方高校教育課長 今回、懇話会から頂きました御提言につきましては、これまでの教育委員会の適正規模の考え方を踏まえた段階の工程、新しい時代に向けた今後の適正規模の考え方が必要なのかも踏まえ、一定の理解を頂いているところなんですけれども、それが必要であるかも踏まえて、統廃合等を、そのことによって考えるということは、見直すというふうを受け止めておりますので、これまでの教育委員会の考え方とこれからの考え方を踏襲されたものだと考えております。

○渡辺委員 ちょっと分かりづらい。新しい考え方というのは、まとめの4ページの「(2) これからの県立高等学校整備の考え方、①望ましい学校規模」とあります。これの第2パラグラフに書いてあるところというところ、どこが新しい様相だと理解したらいいですか。

○押方高校教育課長 例えば、「しかしながら」の後半になろうかと思えますけれども、現行の計画が書かれたのは、8年以上前になりますので、「人口減少化等による中山間地域の学校の小規模化が顕著化することが予想される中」ということがございますし、第3パラグラフの、現在、小規模の学校がいろいろな取組をしている

という新たな状況が生まれてきたことも踏まえまして、「適正規模のみを理由に統廃合を検討することは見直す必要があると考える」という提言を頂いたと考えております。

○渡辺委員 遡って確認しますが、先ほどの答弁では、そもそも県教委は適正規模を下回ったことのみを理由にして統廃合の検討はしていないという御説明だったと思うんです。

であるならば、このまとめは、県教委としてそうしていないことを見直せというふうに言っているということですか。

○押方高校教育課長 先ほどの部分で強く考えていますのは、4から8学級という基準がありますけれども、その時点で3学級である学校もあったところから、そこが統廃合に当たるかどうかにつきましては、4から8学級という基準だけで判断することはなくという意味で申し上げたところでございます。

懇話会が提言されていますのは、適正規模自体が必要であるのか、または適正規模のその基準が必要であるのか、また基準をしっかりと見直す必要があるのか、現状とこれからを考えて、考え直すことが必要ではないかという御提言と受け止めております。

○渡辺委員 ちょっと認識にずれがあると思うのですが、これはこれで御見解だと思うので整理します。

改めて遡って確認をしますけれども、不勉強で教えていただきたいんですが、高校の1学年の規模が3学級の場合と4学級の場合、盲目的に4学級が学校維持の最低ラインであるというように、何となく勝手に理解してしまっただけで思い込んでいた面がありますが、具体的に3学級と4学級、この間にある差というのは具体的にどういうことなのか。つまり、学校教育を

一定程度以上で維持するのに、3学級だとどんな著しい不合理があるのかを教えてくださいませんか。

○押方高校教育課長 一つは多様な学びを保障できるかというところが大きいかなと。そのための教員配置等が学級数によって国の規定、基準で決まっておりますので、そこで最低4学級でありますけれども、本当の基準は、下の基準のほうは4学級でありますけれども、3学級規模でしっかり教育環境を整備しているところもございまして、一番は教育環境を整えるという意味で多様な学びと、もう一つは部活動等がしっかりやれるかとか、そういうふうな部分が大きな差になるかと思えます。

○渡辺委員 部活の件はいいとします。分かります。学級数のところに関しては、もちろん学級数が少なければ先生たちの配置が少なくなるというのは、当然のことだろうと思うんですけども、正比例のグラフのように人の数が減ってくるかと思っていましたが、例えば3学級と4学級のところに大きな違いがあって、正比例ではなくて、教員配置に著しい違いが出るような分岐点が、3学級と4学級の間にあるのかというふうなイメージで、私は理解していたんですけど、そういうことではないんですね。

単に、4学級より3学級が少ない、当たり前なんですけど、2学級と3学級の違いと、3学級と4学級の違い、4学級と5学級の違いというのは、別に大して3学級と4学級の間には大きな分断があるという意味ではなくて、どこも同じような変化だと僕らは理解すればいいんですか。

○押方高校教育課長 その学校に配置されます教員の定員が2人とか、3人とか、学級によって少なくなりますと、具体的に言えば選択科目の開講が難しくなったり、今文系、理系等は問

わないと言われてはいますが、文系、理系の多様な選択ができなくなったり、そういうふうなことが考えられることがございますので、そこが差として出てきやすいと考えております。

○渡辺委員 皆さんの質疑もありますので最後にしますが、県教委としては、今まで伺ってきたような状況を鑑みたときに、3学級と4学級の間には大きな違いがあると。つまり、4学級か5学級という間ではなくて、3学級と4学級の間で判断をする上での大きな分岐点があるんだという考えで今までやってきたと。そうじゃないんだというのであれば、すみません、皆さんは分かりませんが、少なくとも私は大きな誤解をしていたのかもしれないので、4から8学級が適正規模だというときの下限ラインについて、間違った理解をしていたかもしれないので、そこだけ教育委員会の認識を、つまり3学級と4学級は大きな分岐点であるという理解で、そう決めてきて、それを基本とした適正規模というものを持ってきたのか、そうではなく3学級と4学級の間というのは、2学級と3学級の間とも、4学級と5学級の間ともそう変わらないものなんだという認識なのか。

○押方高校教育課長 2学級と3学級の関係については申し上げにくいところなんですけれども、3学級と4学級との間につきましては、現行の整備計画におきましては、学級を減らさざるを得ないときには統廃合「等」を考えると明記してあります。この「等」につきましては、学級減で教育環境がしっかり整っていれば、4学級を3学級にして残すことも可能だよというふうな意味合いで書かれているものと、私は認識しております。

そこで学級減にした学校で3学級でも、今続いている学校もありますし、もともと3学級の

学校もあるということで、そういうふうに学級減によって対応しているということがございます。

○渡辺委員 課長のおっしゃるのは、基準がある中で、なぜその基準があるのかということについては、現行の既にある基準を基にして現実的に3学級の学校をつくったり、4学級の学校を考える中での運用上の話だという気がして。ごめんなさい、なぜしつこくこれを聞いているかということ、まだ教育委員会がどうされるのか分かりませんが、適正規模を決めるということについては、一定の合理性がありますよと懇話会も言っているから、今の適正規模のまま残すのか、もしくは適正規模の範疇を変えるのか、もしくは適正規模という考え方をなくすのか、この選択肢は今後あるわけです。実際決まっているかもしれませんが、それが決まって次の適正規模を示すときには、なぜこの適正規模なのか、なぜ下限がこの学級数で、なぜ上限がこの学級数なのかということ、こういう理由だからですとはっきり示せないといけない。下限を下回っても学校は残していいですという方向になっていくのが前提にあるわけですから、改めて今回計画をつくるに当たって、そこが不明瞭で、なぜなのかが分からないのであれば、適正規模を示すということは理解が得られないと思うので、線引きがなぜそなのかということを明確に説明ができるように検討をいただきたいと、これは意見にとどめます。以上です。

○中野委員 先ほど、パブリックコメントをする前に、閉会中の委員会で素案を示したいと言われましたが、本当にありがたいことだと思います。できたら閉会中に示してもらって、パブリックコメントを済ませて、そして定例会中の

委員会でもう一回示してもらって、成案にまとめていただきたいなど。

そういうことで、当然これを我々が審議するわけではないですから、決定するわけではないから、一方的という、ちょっと語弊がありますが、報告で終わるわけですので、デリケートな問題ですから、できるだけ2回ぐらいは我々にも目を通す機会を与えてください。その方向で答弁をされたものだと思います。

あまりこれをくどくど聞く必要はないと思うんですが、基本的なことですけど、最終まとめが公表されて、その翌日の宮崎日日新聞に教育長が、単純に言えば、小規模校を存続するというようなコメントがあったし、それから渡辺委員の一般質問でも、先ほどの質疑でも、存続を担保された発言を教育長がされたと私は理解しております。

それを今回正式に令和3年度からスタートする8か年計画にきちんとうたい込むわけですので、ぜひ小規模校が云々ということがない、存続を担保したものに、必ずそういううたい込みで、計画はつくってほしいと思いますので、再度そのあたりの御答弁を教育長に求めたいと思います。

○日隈教育長 中野委員に恐縮ですが、小規模校担保とは、ちょっとすみません、そういう言葉でなかったんですけども、要するに、この整備計画というのが、統廃合を前提とした計画を検討していくというものではありませんということを申し上げたところです。

背景として、この考え方、懇話会からのこのまとめにもあるんですけども、やはり時代の流れ中で、宮崎県の一番の課題が人口問題ということは御承知のとおりだと思いますが、人口減少が進む中で、中山間地域は特に人口減少も

著しいという中で、高等学校を核に何とか地方創生をやっていききたいという動きもかなり強まってきていますし、学校自体もICTの活用などが従前よりかなり進んできておりますので、そういった効果も考えますと、先ほど渡辺委員からもございましたが、4学級以上というところまではなくても、ある程度、高校として存続していけるんじゃないかなというような方向も見えてきたこともあります。

ですから、本会議での答弁も、私としては見直しも含めて、検討を進めていきたいと。ただ、教育委員会との協議もございませんとお答えしたところです。

望ましいというか、適正規模という考え方は、やはり一つあるかと思えますけれども、この数字について見直すかどうかということは、それも含めて検討させていただきたいと思っております。

ただ、もしこれが3学級という下限の数字があるとしても、それを下回ったからといって、それだけを理由に統廃合を進めることは、そういった御意見もいただいておりますので、そういったものも含めて、これから私どもの案を最終取りまとめという形で進めていきたいと考えております。

○中野委員 担保という言葉は、私が、そう担保されたと思うので、担保という言葉を使わせていただいて、担保してほしいと、こう思うんです。

今の答弁のうたい文句、まとめの一番肝腎なところは、「単に適正規模を下回ったことのみを理由に統廃合の検討を行うことは見直す必要がある」ということから、そういうコメントになられているわけですので、このことは、このまとめをぜひ尊重してほしいと思います。

ただ残念なことは、単に適正規模を下回った場合ということで、今度の計画書にも、この適正規模ということが生きていくことはどうかという気がするんです。そのことを渡辺委員も言われたような気もいたしました。

それで、課長が言われるとおり、スタートの段階から3学級の高校があったわけです。今までは4学級から8学級が適正規模で、4学級以下の学級がさらに削減を予測される場合には統廃合の対象になるということで今の計画もできているんです。その前の計画もそうでした。

それで、今存続しているのは、高等学校の所在地とか、設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に配慮したから存続ができていてあって、その学校も、そういうことで特色ある学校づくりということで頑張ってきてもらっている。そこを評価して今回の答申もできたんだと思っております。

それで、適正規模が、今までは4学級から8学級でしたが、今後4学級から8学級がいつも頭にあるような新しい計画書では、8年後はまたどうなるのかということになりますので、その適正規模をうたいこむときには何かいい文言にしてほしいなと思っております。そうしないと、3学級は適正規模ではないんだということが前提でずっとまた行きますから。

それで、この前大分県に行ったんですが、大分県のある農業高校が最近本校としてスタートしたんです。最初から1学級でスタートしているわけです。全国では1学級の学校、2学級の学校はごまんとはいいませんが、各県でかなりあります。

大分県では農業高校は1学級で本校化してスタートしているという実例もありますから、県によっては、1学級でも担保されて堂々とある

学校が新規でもあるわけですので、そういうことも御配慮願いたいと。

そういうことで1学年の学級数や1学校の学級数の問題も、何か数字にするのか、文言にするのか分かりませんが、適切な言葉を。さっき言ったような適正規模は、4から8学級ということイメージさせないようなものにしてほしいということ。

それから、これは答申にも載っていなかったんですが、1学級が40人、これは懇話会のまとめにも、私が読み違ってしまったのか、中には載っていませんが、載ってないことは論議されないわけですか。

○押方高校教育課長 現行の計画の中では1学級40人ということで、国の基準に従ってという書き方がしてありますので、今後そのあたりの国の基準を念頭に置きながらということになるうかと思えます。

○中野委員 それで、1学級40人の在り方と1学年の学級数とが連動していろいろになるんですが、大分県も1学級が十何人になって、ちゃんと30人、35人、40人と現実にそれがあつたわけです。計算上は20人というのもあるんじゃないかなろうかと伺えるような学級の在り方もありました。日田市だったかどこかの高校が、それはどんな割り振りか分かりませんが、いわゆる30人、40人、35人で割れない数字があるんです。割っても余りが20名だったので、それを思いだしたんです。20になるのかどうか確定はできませんけど。

しかし30人、35人、40人、もちろん40人が多いんですけども、その地域によって、学科によって30人学級もあれば、35人学級もありますので、これは難しい問題なんです。現実40人で、3学級40人で120人をうんと下回るのに、下回っ

たままの状態です。定数40人とするのか、いっそのこと定数を30人にして3学級では下回らないとか、下回っても僅かだとするのか、その比べ方にはいろんな問題があって、どちらを選択したほうがいいのかどうか、私もよく分かりませんが、ほかの県は知りませんが、お隣の分県のように、現実的には十何人、30人、35人、40人ということを押えている県もあるわけですから、九州の近いところでは分県がこんな選択をしておりますので、そのこと等をぜひ参考にしてほしいなど。その中で適正規模の在り方も——適正規模という官僚的な言葉を使わなくても、何かうまくいけるんじゃないかなという気がしました。私の分県を見た報告にもなりますが、その辺の課長のコメントを。

○押方高校教育課長 1学級の人数につきましては、高等学校におきましては国の基準が40人となっております。それと学級数、もしくは学科の特性、産業系であったり情報系であったり、総合的な学科であったり、特性によって教員配置等がなされていくと考えておりますので、40人にすべきか、それを別の人数、少ない人数にするかは、できるかどうかも含めまして、今後研究していきたいと思っております。

○中野委員 1学級を何人にするかは、柔軟に、臨機応変にいつでも対応できるようなうたい込みがいいんじゃないかなと思われました。

それからくどいようですが、1学級にこだわるんですけれども、鹿児島県とか、長崎県とか、熊本県にも一部ありますが、離島を抱えるところは必然的に1学級をつくらざるを得ない学校もあるわけなんですよ。

宮崎県には離島の高校がありませんから、そういう発想がなかったのかもしれませんが、しかし人口が激減している中山間地域を離島と一

緒の地域だということで、御認識を持って取り組んでほしいなと思います。

○日高委員 私も統廃合の件について聞きたいんですけど、以前、都農高校が統廃合ということで、結局、高校はもうなくなって高鍋高校と一緒になるということになったんです。あのとき、なぜかということを知ったところ、将来の子供たちの人口を考えたら、都農高校は厳しいと。児湯郡内の子供の人口が厳しいから1つになるしかないということが最終的な決め手になったんですが、一番は都農町の地元の子供が実際に少なかったんです。

後援会であるとか、いろいろやったけど、都農町自体が一生懸命取り組むかと思ったら、なかなか取り組めない状況で、最終的には統廃合という形にならざるを得なかったというのが、これは先ほど、教育長が言った時代の流れではあると思うんです。

しかしながら、飯野高校とかは塾をしてみたり、いろんなことをしながら活性化して、また違う形態の切り口でやっていこうということで、地方創生というやり方、中野委員が地元の県会議員であることは間違いないんでしょうけど、しかしこの最終まとめの4ページの④で、先ほど渡辺委員も言ったような気がするんですが、統廃合の検討を行うことは見直す必要があるというくだりになっていて、最終的に整備計画については、先ほど言った4学級以下は、統廃合の検討になります。

そのときには、「高校の所在地、設置学科、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮する」とあります。これは大体分かるんですけど、ここに明確に、都農高校みたいに、これはもう駄目ですよと、この辺だったらまだいいですよという基準みたいなものがないと、こういう問題

が上がってきても、片方で続けていきたい、片方ではやっぱり統廃合の検討もあり得るみたいな、ダブルスタンダード的なもので、ほとんど変わらない状況で答えは一緒です。

計画で、いいことを書いていながら、最終的に出口は一緒だよというような感じなのかなと、今までのやりとりを聞いていて、この最終まとめを見て、私はそう思っているんですけど、そういうことではないんですか。

○押方高校教育課長 都農高校におきましても、生徒、保護者と地域のニーズというのは、懇話会等を数年間繰り返してきた中で、様々な生徒のニーズ、例えば都農中学校からどのくらい進学しているかとか、地域の実態がどうあるかとか、そういうものを含めまして、数年かけて検討してきたと考えております。

また、一方では県として、都農高校のグラウンドの改修であったり、福祉施設の改装であったり、都農高校の魅力づくりに尽力しているところもございますので、そういうことも踏まえて、地元とタイアップした中でのやむを得ない判断だったのかなと考えております。

○日高委員 結局、都農町自体が本気で都農高校を残したいと熱意というのが、多分あのととき、熱意を受けて1年ぐらい猶予して、1年間あげますからと、多分あのととき飛田教育長が1年猶予したんです。もう一年あるから、どうにか人数を上げてくれ、どんどん入学させてくれと、地元の人にもということ。だけど結局、結果が出なかったんです。

前の教育長のそれは温情でしょうけど、懇話会を数回繰り返してきてもそういう状況であれば、結局おのずと都農高校みたいになるところも——県内にも、例えば都農高校並みに地元から入学する子供がいない高校なんていうのは、

まだどこかあるんじゃないですか。

同等のことを考えたら、都農高校みたいに、明確に生徒も減って、地元からも来ないとなれば、先ほど教育長が言ったように、時代の流れだからとなってくるでしょう。

これを見たら、中野委員たちがここを残してくれといわれて、教育委員会が考え方を変えたんじゃないかなと、ぱっとみてそう思うんです。どっちなのという話なんです。これは、どっちで行くわけですか。

都農高校の統廃合をやってきた今までの流れの部分と、今回懇話会の中で、新しくつくってきて、いやこれからは地方創生とかいろいろあるから、中山間地域が苦しい状況もあるから、そこについては宮崎県としてはこういう形にして、市町村との連携をして残していくんだよというふうになるのか。その辺はどうなんですか。教育委員会としてのスタンスはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○日隈教育長 日高委員のおっしゃるとおり、それぞれの地域の実情というのも当然あります。

ただ、望ましい学校規模というのは、主人公はやっぱり生徒たちであるというのが当然一つあります。ですから適正規模という考え方は一つあるかと思います。

しかし、その地域に、例えば私立学校もなく、県立学校しかないというような地域をどうするかという問題も一方ではあります。そういったものも含めて、しかしながら、生徒たちが何人、どれくらいいるのかということも当然あるところございますので、一律に生徒の数、学級の数だけで判断はしていきませんが、やはり生徒たちのことも考えながら、切磋琢磨、あるいは部活動、そういったいろんな学びの場の確保というのもございますので、そういったものを考えな

が判断していくのかなと思います。

学級数だけで全てを判断するのではないという事は言えるのかと思いますが、やはり生徒たちにとっての望ましい学校、教育の環境の確保という観点を常に忘れずに、これからの高等学校の在り方を、しっかり我々も考えていきたいと思っています。

○日高委員 教育長が答えるともう最後になるから課長にききますけど、子供の学びの保障、期待される適正な規模というのは、どういうイメージを浮かべればいいんですか。

○押方高校教育課長 適正規模、その数とかに関しては、今オンライン教育もありますので、オンラインを通してしっかり学べる部分が叫ばれておりますし、一方では、対面、子供同士が交わることで、それは人数は多いほうがいい可能性もございますし、そのことで学びが深まることもございます。その2つを見極めながら、学校の学級の規模とか、適正規模、そして多様な学びに対応する学校づくりはどうあるべきかということ踏まえまして、特に、今後の高等学校の特色づくり、魅力づくりを考えておられます。

○日高委員 国の1学級40人という決まりがあります。これは多分都会ではもう既に40人にしています、田舎の学校では、実際は10人とか20人になってるんです。

宮崎市内の南高とか、西高とか、ああいうところは確実に生徒がいるわけです。だけど、飯野高校とか、高千穂高校に1学級40人を求めるといったら、それは無理難題を押しつけることになる。

だから、圏域で中山間地域だったら、宮崎モデルでこの地域は1学級30人でいこうとか、ここは1学級40人でいこうとか、何かやらないと

高千穂高校だって1学級40人を続けるといったら、実際至難の業です。

国は国のやり方、宮崎には宮崎のやり方があるということや。そのときには、先ほど言ったように先生たちが足りなくなるという話があるでしょう。そこをやりくりしてやらないといけないという発想になってくるんですが、宮崎ができる方法、その地域のニーズに合った子供が育つとか、そういう工夫をしてもらったらいいいんですけど、どうですか。

○押方高校教育課長 今回、ICT機器の整備が進みましたので、地理的制約を超えて学校間の授業連携などが深まることが予測されますし、そういうことが進む中で教科の足りない部分、もしくは幅の広い学力層に対応したものを、学校間を超えてできる可能性を探っていきますし、そういうふうに進んでいきたいと考えておりますので、中山間地であっても、都市部であっても同じような教育環境が整えられることもありますので、内容も含めて進めていきたいと思っております。

○日高委員 オンライン教育とか、いろいろ遠隔授業もやりながらうまく動かしていかないと。それこそこうやって資料を見るとSociety 5.0、ICT、ロボット何とか、いろんなことを書いているんですけど、基本的に、これらが使えて実行されないと意味がないわけです。

先の一般質問でもあったような感じがするんですけど、まだICTの教育のやり方が、宮崎県は教員の教えるレベルが低いとかいう話がありました。前から思ってたんですけど、結局そういう状況になっているわけですから、本当は子供たちの育成をしないといけない人が、育成されていないんです。指導者自体を育成しないといけない。子供もそれに応じてしっかり育成

していく。

そこにお金をかけるということは非常に大事だと、どれだけ人材にお金をかけるか。ちょっと話が長くなって申し訳ないですけど、日本シリーズでソフトバンクホークスが4連勝しました。これは負け惜しみじゃないんですけど、ホークスは強いんです。それは人材の育成に金をかけているからなんです。他の球団は、莫大なお金をかけてよそから選手を採ってきて補強するんです。でも、ホークスはほとんど補強しないんです。外国人を採るぐらいです。でもドラフトで高校生を採るんです。それにコーチやら何やらかんやりに育成のお金をかけて、そして鍛えて育てるんです。採って来た人間をすぐに試合で使うんじゃないで、採ってから鍛えるんです。3年後ぐらいのドラフト1位候補を育成の中から輩出するんだと、だから強いんです。

ということは、やっぱり育成です。育成に力を入れれば、ICTとかこういうことは、どこの都道府県もやっていますよね。基本的に同じことをしますよね。何が違うかということ、育成です、育成。これにお金をかけてほしいなど、宮崎県は育成にお金をかけるところだと、そしてたらどんどん育っていく。国家百年の大計ですから、来年すぐに成果が見えるわけじゃないですから、そこは何年か積み重ねて、こういう一年一年という努力を重ねていきながら、宮崎はそうやっていく。

国体だってそうです、実際そうなりますよね。施設も本当にこれで優勝できるかなという施設だったとか、ある議員が言っていましたけど、実際にそういう状況で、この間も、小林高校のウエイトリフティング部はやる気はあるんですが、施設を改修することはありませんとか。今日来ていますね、担当者が平気で言ってるけど、

あれじゃ言葉だけで実がないです。

話がどんどんそれで、申し訳ないですけど、とにかく、育成システムをつくり上げて、育成にお金をかけてほしいなど。そうしたら宮崎県全体の教育が変わるかなと、そういう気持ちで一つお願いしたい。すみません、話がどんどんそれで。よろしくお願いします。

○中野委員 常任委員会資料7ページの高校教育の在り方です。Ⅱの(1)の中に、「地元市町村からの支援等による高校教育の充実を期待」とあります。今までもこれは重要視されてきたんですが、これは期待どころじゃないと思うんです。いかにして、特色ある高校づくりを、地元の行政がどうするか、地元自体がどうするか、そこら辺をもっと、期待を超えて、ひとつ責任論に変えてやってほしいと思うんです。

黒木次長、あなたが教育長をしていた五ヶ瀬町の今年の卒業生は20人まではいなかったと思うんですが、高千穂高校に入学したのは、たった一人です。みんな高千穂町、日之影町を超えて延岡市に行っているんです。延岡市には特色ある、魅力ある学校があるんでしょうけれども、高千穂高校も昔は8学級ぐらいあったのが、4学級になり、3学級にしても定員割れするような人数になってしまったんです。

具体的に見てみたら、今年は五ヶ瀬町からの入学生は僅か1人なんです。最低2人ぐらいは来るということでしたけど、1人は出て行って、結局1人になったと。

だから、新しい計画では、地元の行政、教育委員会、地元自体が責任を負うような、ここに書いてある文言をもっと強くするような形にしてほしいと思うんです。次長の考え方をお聞かせください。

○黒木教育次長(教育振興担当) 今おっしゃっ

たように、今年の高千穂高校の事例だと思うんですけども、県内で飯野高校が一つのモデルとなって、自治体と高校との協力体制、一緒になって取り組んでいくんだ、地域活性化のために生かしていくんだという流れがモデルとしてありますので、それをモデルとして今、串間地区、そしていよいよ西臼杵地区も高千穂町を中心に、日之影町と五ヶ瀬町が一体となって支えていくという体制づくりを、今後加速度的に進めていくというようなことも聞いております。我々教育委員会としても、そこをきちんと市町村教育委員会とも話をしながら進めていければ、1人じゃなくて、5人、10人と、高千穂高校にまた進学できるような体制を、地元自治体と一緒に進めていければと思っております。

○中野委員 ぜひ新しい8か年計画の中では、地元市町村の行政ばかりではなくて、地元の学校への取組を期待ではなくて、地元がせざるを得ないというぐらいの文言の計画をつくってほしいと思います。要望しておきます。

○二見委員 いろいろ今後の大きな方向性を決める問題なので重要だと思うんですけども、最終まとめの別冊資料の3ページ、今後の在り方について、ちょうど真ん中あたりなんですが、「各学校の目指すべき学校像等をスクール・ミッションとして再定義する」というふうになっています。ということは今の段階で、各学校にはスクール・ミッションがあるというふうに認識するわけなんですけど、現在、どういう表現をされているのかなど。どういうスクール・ミッションを各学校が掲げているのか、できたら教えていただきたいんですが。

○押方高校教育課長 各学校で、学校要覧を必ずつくるようになっておりますが、その中に学校教育目標とか、目指す高校生像とか、地域に

おける役割も含めて書き込んであるものがございます。大きくいえば、スクール・ミッションというふうになるかと思いますが、それを再定義して、もう一度学校の特色や魅力、地域に置かれた存在意義を再定義するというのを、この意味と捉えております。

○二見委員 これについて、補足説明の3のところにあるように、国の中央教育審議会のまとめで学校設置者が各学校のスクール・ミッションを再定義するというのを踏まえての内容だと思うんですけども、学校設置者といったら教育長になるのかなど。教育長が各学校、県内の高等学校、相当な数があると思いますけれども、それぞれの学校のミッションを定義する。どういう内容を定義するのかによって、その学校の存在意義、使命が決まるということなんですけど、先ほどいろいろ学級数の問題がありました。

だけど、このミッションが存在する限りは、その学校は必要なんだということなんです。行く子供が少ないか、多いかというのは、その学校の魅力に関わってくることであって、それはその目的、意義がある限りは存続しないといけないんだと、僕は思うんです。あとはそこに向けて、どうやって子供たちに学校の魅力を伝え、来てもらえるかという努力に尽きるのかなど。

そう考えると、定義の仕方というのは非常に重要になると思います。どのような定義をされるのか。次の1月のときには計画もできてくるわけでしょうし、この定義がどういうものかでその中身も変わってくるんだと思うんです。

学校の要覧というのを全部見たことがないので、僕が卒業した都城泉ヶ丘高校では質実剛健という言葉がありました。それは、生徒たちに対する一つの教育方針だと思うんです。いろん

な学校でそういう定義があると思いますけれども、どういうスクール・ミッションを定義されていくのか。国は、学校設置者がそれを定義すべきだとなっているものですから、現在の各学校の中で既に確認されていて、地域ニーズ、そして子供たちのニーズ、時代の背景に沿った定義をされないといけないと思うんですけれども、教育長はどのようなお考えでいらっしゃるんですか。

○日隈教育長 学校要覧ということで、今お話あったんですけれども、既に、先ほど申し上げましたように、随分時代も変わってということも含めて、再度その学校の存在意義、あるいは目指すべき将来像を、いま一度検討し直す必要があるのかなと思っております。

設置されたときからそれぞれかなり古い学校もあるんですけれども、最初の設立の頃からの目指すべき方向、育成する人物像とかいうのが、それぞれ伝統的にあるわけなんですけれども、それは踏まえつつも、されどこの時代の流れの中で、そして現状を踏まえて、将来の人材育成ということを考えていったときには、随分変わってきているんだろうと思います。

ですから、先ほどから話がありますが、子供たちに選ばれる学校、この学校に行きたいという魅力、それを学校自身が自分たちで、どういう形でもっていこうということをしっかり考えて、こここのところは定義し直して、そして中学生になりますけど、志望する子供たちに分かりやすい形で、見せていけるような、そういったスクール・ミッションという形を今後早急に検討していきたいと思います。

今回の計画の中ですぐ出てくるわけじゃないんですけれども、方向性を示して、各学校にまた再度検討していただきたいと考えております。

○二見委員 計画の中に出てくるわけじゃないということですが、それが無いのに計画のつくりようがないじゃないですか。その学校の定義、目的、意義が無いのに計画のつくりようがないと思います。だから、この計画をつくるに当たっても、最低限のベースになる話だと思いますので、時間がない中で、これをやるべきなのかなという気もします。大きな課題ですから、時間かけてしっかりつくるべきだと思うし、そこを重視していくことが、僕は重要だと思っております。

今後どういうふうにされるのか、具体的な言葉を各学校それぞればらばらの言葉を並べてもよく分からないかもしれないし、ある程度、それぞれABCぐらいのグループに分けて、その言葉を当てはめていくのかとか、そういうやり方等も含めて、都市部のところと、中山間地域のところとの意義は絶対違うでしょうから、そういう方向も一つあるのかなと思いました。しっかりと御検討をお願いいたします。

○岩切委員長 ほかに質疑はございますか。

なければ、私2点ほど確認をしたいんですが、よろしいですか。

現在、高等学校がある地域で人口が減少している部分での問題意識と、既に人口が元より少なくて高等学校がない地域で暮らす人たちの高等学校に対する問題意識はおのずと違うかと思っております。

私自身は県北で暮らすことが長かったもので、入郷地区の皆さんは、中学校を卒業すれば当然に日向市または延岡市、または宮崎方面に子供を送り出すということが当たり前のように行われていたという状況がございます。

そういった意味で、その辺の地域の思い、高等学校にかける思いはおのずと違うかと思うん

です。この懇話会の協議経過の中に、北部地区懇話会だとか、中部地区懇話会だとかが開催されたという記録があるんですけども、元より高等学校が存在するエリアの御意見と、元より高等学校等がないエリアでの御意見に差が見受けられたかどうか、特徴的な意見等がもし御紹介いただけるなら、紹介していただけないでしょうか。

○押方高校教育課長 別冊の最終まとめの資料になりますが、15～16ページに各地域でいろいろな懇話会を設置して、御意見を聞いております。

特徴があるかということですが、やはり委員長がおっしゃいますような高等学校が設置されていない地域の方の御意見は、特徴的な意見でいいますと、いろんな学校のことを知りたい、高校のことを知りたいとか、そういうようなこともございましたし、その地域に応じてお話を伺ったということもございます。

○岩切委員長 ありがとうございます。別冊の資料の15ページに懇話会に出席された方々の名簿があります。これを見ますと、保護者代表というのが、どうしても現在高等学校に行っていないところのPTA会長さんとか、中学校のPTA会長さんも延岡市の岡富中の方で、元より高等学校のない入郷地区のエリアというのは、ちょっとイメージ的にはないように思います。ほかのところもそうなのかなと。

結局のところ、教育長が答弁の中で、子供たちがどんな教育を求めているかという視点を抜きに考えてしまうと、なかなかかなというように思いがありまして、子供たちの思いを大人が、保護者が保障するということは、入郷地区の保護者たちの思いは、子供の思いを果たすために、中学校を卒業すると、高い費用をかけて海岸部の自治体に送り出しているという実情を踏まえ

ると、そこがこの程度の学校であってほしいというものにつながっていくのかなというところを、やはり大事にするべきかなという思いがございまして、お尋ねさせていただきました。

2点目なんですけれども、議論が今回なかったんですが、特別支援教育の分野についても一緒に答申がなされています。別冊の最終まとめの中にあるんですけども、8ページにある高等学校における特別支援教育の充実ということで、現在11校で通級が行われているんですが、これは普通科高校に限っている状況なんですか。それとも俗に言う職業系高校にもあって、そういう職業資格の獲得を目指しつつ、通級もされているという理解でよろしいでしょうか。

○松田特別支援教育課長 高校に設置していません通級指導教室は普通科のみではございません。普通科以外では、日南振徳高校でありますとか、高鍋農業高校、高城高校、飯野高校など普通科以外の学校にも設置しております。

通級による指導の中で指導する内容につきましては、自立活動という指導内容を行っております、本人の障がいの特性であるとか、生活上の困難さに対応した指導内容を、個別に指導するというようになっておりますので、教科の補充であるとか、産業教育等の指導内容についての補強を行うという指導にはなっておりません。

○岩切委員長 ありがとうございます。これからほとんどの高校にも拡大をというようなイメージで抱いておけばよろしいのかなと、現段階では思わせていただきたいと思います。

最後にいたしますけれども、7ページに、特別支援学校の形が大きく変わる高等特別支援学校の設置のことに触れていただいております。先ほど問題提起しました通級のお子さま方は、

高校卒業の資格を持って卒業することが可能になるんですけれども、特別支援学校のお子さん方は高等学校卒業という形にはなりません。それで高等特別支援学校の設置を求める声は特に、軽度知的障がい児の保護者やその当事者には強くあるんですけれども、ここに具体的な研究とありますが、何かしら光差すものがあると理解しているのか、今の段階で答えられる範囲で教えていただけたらありがたいです。

○松田特別支援教育課長 高等特別支援学校につきましては、他県でも、知的障害特別支援学校の高等部だけの学校として設置されている状況がありまして、軽度の知的障がいの子供たちの職業教育を中心として行っている学校になりますが、委員長御指摘のとおり、知的障害特別支援学校の教育課程ということになりますので、普通高校の卒業資格を取ることにはならないという状況になっております。

ただ、現在の宮崎県の知的障害特別支援学校は、児童生徒数も非常に多くなっておりまして、重度・重複の障がいのある子供たちと軽度障がいのある子供たちが一緒に学んでいる状況で、なかなか職業教育の充実が難しかったり、就職率の向上が難しいという状況がありますので、このような高等特別支援学校でなくても、職業教育を充実させて学ぶことができる職業コースであるとか、職業学科等の設置は非常に重要であると考えております。

現在、延岡しろやま支援学校やみやざき中央支援学校、都城きりしま支援学校で、このような職業コースを前提とした教育課程の在り方について研究を進めておりまして、どのような設置の仕方が適当であるかについて協議を進めているところなんです。今後、特別支援学校の整備計画の策定についても検討を進めていきたいと考

えているところです。

○岩切委員長 ありがとうございます。

○日高委員 今気づいたんですけれども、入郷地区、東臼杵地区関係が本当に薄いなど、今のやり取りを聞いてなるほどという感じを受けました。美郷町、諸塚村、椎葉村は県内でも人口の激減地なので、日向地区は入郷地区の子供たちを受け入れて保てているところも正直あったんですけど、この圏域はほかと違って多分特殊な地域だと思うんですよね。入郷地区の子供たちというのは、どういうふうなことを考えているのか、それこそ下宿して高校に行ってるんです。

それで、少なくなってきたけれども、入郷地区から出てきているんです。その子供たちは行きたいところに、特色ある学校や学科に行くわけですから、日向には残らないわけです。

そういうことを加味すれば、適正規模の考え方を見直すというのは、特にほかの圏域と違って県北ではあり得る話なんです。日向市も日向高校、日向工業高校、富島高校、隣町の門川高校があるけど、これが4校きっちり保てるかという、それは将来的にはなかなか厳しいだろうと。

そういう状況なので、この形を崩すのはいけないだろうけれども、何かの形で入郷地区の意見も汲み入れてもらえば、美郷町長も教育には熱心な方ですので、それも教育委員会のほうで考えていただければと思います。よろしく願います。

○日隈教育長 入郷地域のお話がありましたけれども、確かに高等学校自体が設置されていない地域は当然ございますので、そういった地域の声や、要望、ニーズもしっかり把握しながら、それを踏まえた形で今後の高等学校の在り方と

いうのは考えていきたいなと思っています。

なお、今お話があった椎葉、諸塚、美郷から日向市でいえば、富島高校、日向高校、日向工業高校、ここだけじゃなくて、今実は延岡まで、延岡の学生寮のほうまで入られて進学されているという状況もあります。

実は、先ほどスクール・ミッションの話もあつたんですけれども、県立高校自体も、生徒確保の競争の時代に入ったのかなと思います。今、私が申し上げた延岡の県立学校が勝っているという意味ではないんですけれども、これに加えて私立学校の魅力も当然ございますので、そういった意味で、各学校、入郷地域、あるいは他の地域も含めて、生徒確保の競争という時代に入っておりますので、しっかり入学生を確保していくという観点でも、それぞれの学校が、しっかり学校の魅力を高めていく必要があるのかなと考えているところです。

○日高委員 よろしくをお願いします。

○中野委員 先ほど特別支援学校のことについて質問と答弁がありました。別冊の最終まとめの12ページ、一番上の南部での意見です。

これはまさに今、小林高校に併設されている、小林こすもす支援学校の状態だと思うんですが、これはこれで非常にすばらしいし、ぜひああいふ形を存続してほしいということと、ノーマライゼーション精神を一步進めれば、程度もあると思うんですが、普通の高校の中に入り込んで一緒に学ぶことのほうが、私は将来のためには、そういう子供のためにも、健常者と言われる子供のためにもなるんじゃないかなと、いつもそう思っているんです。

支援学校を出た子供さんにも、できるなら社会に出て、いろんなところで働いて自活をしてもらわないといけないわけです。そのためには

理解する側も必要ですから、理解する側の、健常者と言われている子供たちも、日常的にそういう子供たちと接して、教育を受けておれば、いろんな意味でお互いに認め合うことになると思うんです。

ぜひ、小林こすもす支援学校みたいないところもつくりつつ、そして、できるものなら、普通の高校と一緒に教育を受けるというのを、どこかでやってほしいと思うんです。現にあるのかもしれないかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。あまり施設、施設ということばかりやるとそういう子供たちはそこにしかないことになってしまうわけですから、周りの人たちからはそれが見えないわけです。我々が小さい頃は、そういうことで隠して隠して、家の中に隠していたので、我々は小さい頃からこういう社会になるまで目にすることはなかったんです。議員になったから、目にするようになったようなことで、今はそうじゃないよと、一般的に常にそういう子供たちとも、あるいは大人も含めて接していかないといけないというのが、ノーマライゼーションの精神ですから。

だから、それを教育の中でも取り組む、どこかモデルでもいいから、この新しい8か年計画の中にはぜひうたい込んでほしいと思います。そういう要望も含めて、ある程度この最終まとめにも書いてあるようだから、私からもお願いしておきたいと思います。

○松田特別支援教育課長 ありがとうございます。高校に設置している特別支援学校は小林こすもす支援学校のほかに、高千穂高校にも設置しているところですが、特別支援学校側だけでなく、高校側にとっても共生社会に向けた互いを理解し合う気持ちの育成等に非常に貢献しているという報告を聞いているところです。

高校にとってもメリットがありますし、インクルーシブ教育を進めていき、共生社会の実現に向けてという特別支援教育の目標を鑑みますと、このようなインクルーシブ教育の最終的な形として、高等学校の中に、特別支援教育の学びの場があるというようなことも必要になってくると考えております。

今回の答申を受けまして、どのような形が最も適切であるか、軽度の知的障がいの子供たちの学びの場の在り方について、早急に検討を進めてまいりたいと思います。

○岩切委員長 その他報告事項に関連しての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、その他で何かございませんか。

○二見委員 前回の委員会の際に、国体競技の中学校の部活動について御説明いただいて、いわゆる未普及競技の国体での状況と、あとそれを各市町村、教育委員会と連携して部活動の設置に努めるというふうな御説明があったと思うんですけれども、あれから約3か月たちましたが、その後の動きについて御説明いただければと思うんですが。

○押川スポーツ振興課長 未普及競技の部活動の設置につきましては、各会場の教育委員会と、今協議を進めさせていただいております。例えば宮崎市、日南市、串間市、都城市、児湯郡では新富町、高鍋町、日向市、延岡市、あと小林市、こういったところと今協議をさせていただいております。

また、どうしても指導者の問題等もあります。また、中学校に部活動を設置した際の生徒がどういう状況なのか、そこに小学生の例えば競技者がいるのかとか、そういったところも含めて、

調査をしながら、市町村教育委員会と協議を重ねながら、今進めているところです。

場合によっては、部活動設置が可能であると判断をいただければ、指導者の確保についても、地域の人材等も含めて考えていきたいと考えているところでございます。

○二見委員 2027年、7年後のことなので、ある程度1年1年の目標を設定して決めていくということが必要なのかなど。全部の競技ができるかどうか分かりませんが、少なくともそれをチェックしながら、計画的に進めていく必要があるのではないかと感じたところです。

部活動ができて、それですぐ本番ですとなったら、それでは困るので、やっぱり、中学でやって、そのレベルで高校、また練習して技術を高めて社会人になっていって、県内に残っていけるというような、一つの大きなサイクルをつくっていくのが、今回の国体における宮崎県の中の大きな意義かなと考えているところですので、しっかりできるようにしていただきたいなと思うところです。

そこで、現在の開催地とその競技が合っているのかちょっと分からないんですけれども、やっぱり高校でも競技力指定校があったりとか、この地域ではこの競技を進めていきたいとか、会場地とそこが合っていれば別に問題ないと思うんですけれども、県北で盛んな競技を県南が開催地なのでそこに部活をつくるといっても、会場がそっちだからといっても、今後に残していくのが大変になるのかなど。

先ほど高校の部活動とか、伝統校とかやっぱりありますから、そういったところとうまくリンクしていくような連携をしてほしいなと。でも大事なのは計画性だと思います。中学校の部活は3年しかないわけですから、前倒し

で考えると、来年からどこかスタートするとか、そういうのがぜひ欲しいなという気持ちもあります。

○押川スポーツ振興課長 部活動の設置がゴールではなく、要は少年競技力向上のための方策をしっかりとやっていくというところが一番大事なところですので、各競技団体では、現在、小学生と中学生を対象にしたジュニアクラブを立ち上げながら、強化を図っているという競技もございます。

そういったところも並行しながら、今できる強化をやりながら、併せて部活動の設置についても、各市町村教育委員会とも協議をして進めていきたいと考えております。

○二見委員 ジュニアクラブというのは、民間団体のことですね、いろんな民間企業がやっている団体で、その場合は企業の経営が立ち行かなくなったりすると、なくなったりすることもあります。そういう団体のことですね、スポーツクラブみたいな、そうではないですか。

○押川スポーツ振興課長 いわゆるジュニアクラブというのは、例えば、水球ですと民間のスイミングクラブでやっているものもあります。また、競技団体が中心になって小中学生を集めたジュニアクラブというものをつくっているところもあります。また、地域の総合型地域スポーツクラブにおいて小中学生を集めて指導しているという体系もございます。

いろんな体系がございますので、そういったところを支援するために、今年度からひむかサンライズプロジェクトという形で予算的にも支援をしながら、競技力の向上を図っているところでございます。

○日高委員 国体が1年延びて、一息ついているんじゃないかなと、教育委員会を見ていると

そういう感じもしないでもないんですけど、先ほど育成の話をしました。例えば早く試合に出したら駄目なんです。フィジカルはどうつけるのかと、メンタル、試合で力を出せるメンタルタフネスの練習もどうするかとか。練習ですごく調子がよくても、本番で力が出せない選手というのがいるわけですから、いろんな競技に言えるんでしょうけれども、アスリートとしての体の使い方とか、体とか、それって非常に競るときに力を発揮できるかどうかが大きく違ってくる。

何で宮崎県の子供たちの競技力がなかなか上がらないかというのは、人口が少ないもんですから、すぐ試合なんです。幼いときから試合で人数が足りないから間に合わせで、試合、試合でやっていくから、大事な基礎が抜けたままずっといくので、どの競技も多分そうだと思います。

そこが欠点である。宮崎の子供のスポーツの欠点というか、補うべきものはどの部分かというのを考えることが重要なこと。それについて教育委員会にそれなりのアスリート養成をするような、育成するような職員を5人ぐらい雇ってやるぐらいの気持ちがないと、なかなか厳しいのかなという気がしております。

それから、未普及競技とありますけど、名前は未普及競技でなく、もっと前向きなものに変えたらどうですか。未普及競技、未普及競技って、この間、ある議員が言ってたんですけど、未普及と言われると、子供をそこに入れたくなくなるらしいです。だから未普及じゃなくて、何かほかの言い方を考えていないですか。

○押川スポーツ振興課長 まず、選手育成の点ですけれども、これについては小学生、スポーツ少年団の指導者から中学校、高校の指導者、それから一般等の監督になるような方々、こう

いった方々の思いをしっかりとつなぐというところが重要であると思いますので、スポーツ協会等と連携をしながら、どういうふうにかこれから競技力を向上をしていくのか。実際に今国民スポーツ大会に向けた競技力向上について、各競技団体から計画等を作成していただいて、それに準じて現在も進めておりますけれども、今回1年延びたということで、その見直し、特にターゲットになる年齢層がありますので、そのターゲットの選手の育成についても、そこを明確にしながら進めていただくということで、今、見直しをしていただいているところです。そういったスポーツ協会、競技団体と思いをしっかりとつなぐというところを、私たちもやっていきたいと考えております。

また、未普及競技のところですが、委員のおっしゃるとおり、未普及競技という言葉がどうだろうかというところで、事業名は未普及競技になっていますけれども、通称ということで「ひむかサンライズプロジェクト」というふうな呼び方を私たちもさせていただいているところです。

ですから、今後、未普及競技という言葉の使い方についても、検討をさせていただければというふうに考えています。

○日高委員 未普及競技じゃなくて、成長競技とか、これからやるんだよみたいな、そんな感じ、アグレッシブさがある名前を。その辺は、また教育長が考えるでしょうから、そういうのはうまいから、ぜひお願いしたいと思います。教育委員会でそういうのを統一してほしいなと、そうしたら広がっていくので。

それから、体育の授業。私も体育の授業は、三十何年受けてないんですけど、ストレッチとか体操をします。全然伸びないんです。普通の

ことをするわけです、ラジオ体操みたいな。伸びないというのは筋が伸びない。可動域が広がるようなこともしない。もっと体育の授業をアスリート系の上級編に変えて、日頃からラダートレーニングとか、いろんなことをやるわけです。

体育の先生たちを集めて、体育の授業から他県の高校とは違った、宮崎の子は上級で何か違うぞみたいなものに体育の時間を変えてもらうように。体育の時間を変えられますか、教科書どおりにやってもよくなりません。

○押川スポーツ振興課長 貴重な御意見ありがとうございます。

やはり小学校の体育の授業、中学校の体育の授業でも、それぞれの学校で児童の実態に応じて体力向上プランというのを作成して、そして計画的に体力の向上を図っております。やはり国民スポーツ大会で天皇杯獲得という大きな目標がありますので、それを全ての小中高校で共有していく、共有しながら子供たちを育てていくということが重要なことだと思いますので、私たちはそれをしっかりと市町村教育委員会とも連携しながら、小学校の体育の授業まで、そういった思いが伝わるように熱意を伝えたいと考えております。

○日高委員 宮崎県で本をつくってくださいよ。天皇杯で優勝するためのトレーニングメニュー講座とか、お願いします。

○蓬原委員 お願いされたところで、商工観光労働部でしたかね、成長期待産業と言っていましたので、私は、成長産業スポーツと呼びます。未普及競技じゃなくて、成長産業スポーツについて、質問したいと思います。

具体的に聞きます。教育委員会と協議の上、各部活の設置に努めるという方針をこの前出し

ていただいて、先ほど報告を頂きました。当然このことについては小中高一貫でやろうという狙いもあるわけで、そのことが効果が大きいのは御案内のとおりだと思います。

そこで、体育協会のほうでも各競技団体との競技力向上に向けての会合を続けておられるということです。その中で、先ほど指導者の話が出ました。指導者がいるのか、その入ってくる子供がいるのか、卵が先か鶏が先かということなんだと思うんですけども、どちらからか始めないと始まらないんです。

それで具体的にと言ったのは、例えば自転車競技、競技連盟としても頑張らないといけません。ずばり申し上げて、私は競技連盟の会長ですから、そしてサイクリング協会の会長でもありますので、具体的なところで、部活の設置に向けて動いていこうというようなことで、各理事長とか、監督と話をしている。手っ取り早いのが、この前も少し申し上げたと思いますが、例えば指導者については、都城工業高校です。宮崎農業高校に、名前は申し上げませんが、これは自転車競技をやったすばらしいアスリートということで、御採用をいただいているわけで、都城工業高校については今すばらしい指導をしていただいています。だからこの先生を指導者として、都城では隣接する五十市中学校、宮崎については、赤江東中学校ということになるんでしょうか。すぐ隣にあるわけですから、高校生と一緒に練習もできるし、具体的に指導もできるし、そんなに移動も時間がかからないというようなことで、まず具体的にここに部活をつくったらどうかと、ターゲットを決めてやっているの、我々競技連盟としては、ほかの競技連盟も含めて、どう動けばいいのか。教育委員会との話が済んだのであれば、あとは具体的に

に競技連盟として実際に、高校の先生や校長先生に、実はこうこうですと、しかるべき日にお願いくると、指導体制を起こしますから、指導者がおりますからということで動いていいのか。具体的に動かないといつまでも理念ばかりではどうもなりませんから、まずは隗より始めようから、動かなければいけないと思うので、動けるところは動かないといけないと思います。

そのところをどうすればよいか、手順を具体的に教えてください。

○押川スポーツ振興課長 ありがとうございます。今、具体的に学校名等も教えていただきましたので、そこに関係する教育委員会には、そういった意向もあるということで、こちらからも伝えていきたいと考えます。

12月に入りますと、来年度の国体に向けての各競技団体のヒアリングもございます。そういったところで、具体的な今後のジュニアの育成についての考え方も、こちらからも伺いしながら、そういう部活の設置等に向けた考え方を競技団体からも伺いながら、各市町村とも連携をしていきたいと考えております。

○蓬原委員 あと細かいことについては、競技団体として後ほど、この場以外で共有させていただきますので、しっかりそのところは方向性を出していただきたい、お願いします。

○中野委員 文化財のことについてお願いしたいと思います。

昨日、横田議員が国宝についての一般質問をしました。宮崎県には国宝がないと。ないのは徳島県と宮崎県だけだという話でした。幸いに、金の馬具が五島美術館から里帰りしています。もともとあれは西都市の百塚原古墳から出土したもので、宮崎県のものなんです。それを朽木

文化財課長に聞いたら、せっかく来たのを戻すと言うんです。止めなさいと言ったんですが、そういうわけにもいかないという話なんです。

そこで、教育長に質問ですが、そのまま戻すなどということは言えないのだそうですから、しばらくは置いておけばいいんですが、それで国宝がないのは宮崎県だけだから、何とか宮崎県も国宝を持たないといかんとするんです。せっかく宮崎県で出土したのだから、五島美術館と交渉して買い戻すということをしていただろうかと思うんです。交渉して、そして予算をつければ、五島美術館といえども売ってくれるんじゃないかなと思うんですが、その交渉をする気持ち、何とか買い戻すという気持ちはないのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○日隈教育長 これは五島美術館、東京急行のほうで経営されている美術館ですけれども、馬具については一応宮崎の状況も十分御理解いただいて、国宝級の馬具で宮崎県出土ということも十分御理解いただいて、何回かお貸しいただいているところなんですけれども、手放すという意向は特に持ってらっしゃらないので。そしてまた金額が、これはちょっと国宝級のものについての金額はよく分かりませんが、買い戻すというのが、まずその金額以前に所有されていることで、なかなか難しいのかとは思いますが。

宮崎県の出土であるということで、そういうお話はできないことはないとは思いますが、金額まではなかなか難しい状況だと思えます。このことはかなり厳しい、ハードルが高いかなというふうには思っています。

なお、国宝については、答弁でも申し上げましたけれども、重要文化財はたくさんありますので、もう少し評価を高めて国宝級に持ってい

くという取組、また新しく、今埋もれていると言うと語弊があるかもしれませんが、そういったものを発掘していくという作業は鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○中野委員 新しく国宝にするのは難しいです。県が県の文化財に指定するのに、なかなか時間がかかっている事例もあるのに、それを国が決める国宝にしてくださいというのは難しいから、金の馬具のことを五島美術館と交渉してみたらどうですか。まだ、したことないんでしょう。この際、せっかくの機会だから、戻す前か、戻したついでに、何とか交渉ができないものですか。宮崎にあったものだから、百塚原古墳から出土したとなっているわけですから、それは返してもらわないと。

○舩木文化財課長 昨日、その件の話を委員とさせていただいたところなんですけれども、五島美術館は、ほかにも国宝を持っていらっしゃるしまして、例えば源氏物語絵巻ですとか、そういったものを持っていらっしゃいます。

五島美術館では、この国宝金銅馬具は、国宝としてはこれ1つを所有していらっしゃるということで、これを手放すというようなことは、これまでお話はございませんので、これを購入ですとか、あるいは寄贈という形で宮崎県に戻していただくというのは、現時点では非常に困難だと思っております。

○中野委員 いつか戻してもらおうというしたたかな気持ちでやってくださいよ。お願いしておきます。それが駄目ならほかの国宝でもいいから、宮崎県に国宝を持ってきてくださいよ。

金の馬具は、都道府県別では、東京にある国宝になっていますよ。1億円ぐらいで買えるんじゃないの。頭を振れば3億円、5億円で交渉すればいいんじゃないの。神話の国宮崎、日本

のふるさと宮崎、日本の源流宮崎といいながら、これでは源流にならないですよ。それに見合ったふさわしい宮崎にするために、ぜひお願いしたいと思います。あとは、国宝になるように努力はしてください。お願いしておきます。

○岩切委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、請願の審査に移りたいと思います。

まず、新規請願第4号「高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願」について、執行部から何か説明がありますでしょうか。

○押方高校教育課長 特にありません。

○岩切委員長 ありがとうございます。

これに関連して、委員の皆様から質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 では、次に、新規請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」について、執行部から何か説明がありますでしょうか。

○東教職員課長 特にございません。

○岩切委員長 これに関連して、委員から質疑はございませんか。

○渡辺委員 いただいた請願が手元におありだと思いますが、端的に4点、事実関係の確認だけさせていただきます。

まず、請願内容に①から⑥までございますが、その②に関連して、特別支援学級の学級編成基準を上限6人とすることというふうになっておりますけれども、現状これは何人が基準となっているのか教えていただきたいというのが1点目。

③に関連して、同じくここも上限を14人にす

ることとなっておりますが、現行、今は上限が何人になっているのか教えていただきたいのが2点目です。

3点目は、④で、中学校の複式学級は解消すること（事例が極めて少ないため）となっておりますが、中学校における複式学級というのは、今現状で何校と言ったほうがいいのか分かりませんが、あるのかを教えていただきたい。

4つ目は、次のページになりますが、理由のところの2ブロック目の最後に——次のページに入って一番頭のところですが——2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%が既に20人以下となっていますという書き方をされていますが、この認識が事実関係として正しいかということ、この4つを確認させていただければと思います。

○東教職員課長 まず、1点目の特別支援学校の基準でございますが、現在8名でございます。

2つ目は複式学級の基準でございますが、複式学級については、1年生を有する場合は8名、1年生が入らない場合は16名であります。

3つ目の質問の中学校の複式学級でございますが、中学校の複式学級は県内に9学級ございます。今年度、令和2年5月1日現在で9学級であります。

それと最後の4番目の20人以下の学級でございますが、これにつきましては、令和2年5月現在で小学校では1,001学級、中学校では328学級で、占める割合は小学校が約36%、中学校が29%であります。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○岩切委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時35分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日、12月4日金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時35分散会

令和2年12月4日(金曜日)

午後1時6分開会

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課副主幹	前野	陽子

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いをいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることができません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いをいたします。

それでは、ただいまから採決についてお諮りをいたします。

まず、付託された議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、意見がないようですので、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第10号及び第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第4号について、この請願の取扱いも含め、御意見ををお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御意見がないようですので、請願第4号についてお諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、請願第4号「高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願」の賛否をお諮りいたします。

請願第4号につきまして、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩切委員長 挙手全員。よって、請願第4号「高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願」は採択することに決定いたしました。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染

症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために「少人数学級を求める請願」についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を願います。

○渡辺委員 議題となっています請願第6号についてであります。請願者のおっしゃっている新型コロナ禍の中で、子供たちの学ぶ環境を保障し、また、それとは別の次元でも少人数学級の実現というのは大事な要素だというふうに、我々会派としても認識をしているところであります。

できれば、全体としてその方向に向かうことが望ましいと考えていますが、請願内容を精査した上で、内容については、県に求めている対応に関する請願と、国に意見書を出してほしいという2つの、大まかに分ければ2種類の請願内容になっていると理解をしています。

我々としては、国に対する意見書を出すという請願については、政府の動きもある状況の中ですので、大きなところで趣旨を理解して、意見書を提出すべきではないかと考えております。

ただ、県に対する請願の内容については、上限を何人とすべきというところで、例えば、昨日確認しましたように、現状、例えば、特別支援学級の学級編成の基準が、8人のものを6人にとということ等ですが、御主張には一定の妥当性はあるかと思いますが、どの線にすべきというところには、まだちょっと、我々議会として答えを出すには研究が足りないかなという気がしておりますので、ぜひ請願の内容を、議会として少し区分けして受け止めて、国に対する意見書を出すという請願について、分割して、ぜひそちらを成立をさせるということではないかと我々の会派としては思っております。

ますので、そのことを意見として表明させていただきます。

○岩切委員長 他に意見はございませんか。

○二見委員 今、渡辺委員からお話があったように、この少人数学級につきましては、これまでも、うちの会派としても、非常に興味を持って取り組んでいることでありましたので、その請願者の方々のこの願意というものは、重々受け止めているところであります。

ただ、今ありましたように、請願の内容を精査していく上で、まだもう少し精査すべき、調査研究すべき内容が結構多岐にわたるものもあるものですから、できましたら、今回は継続審査にさせていただいて、その間に、我々の会派のほうでも、また、調査研究を進めて結論を出すように考えていきたいというふうに思っております。

○渡辺委員 自民党さんの御意見もよくわかるところでありますし、二見委員のおっしゃるところもよくわかりますが、県議会としても、長くいろんな議論をしてきた経緯があるので、国の意見書の部分だけの内容であれば、何とかならないかなというところを再度、意見として申し上げます。以上です。

○岩切委員長 他に意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩切委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時17分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見も参考にさせていただきながら、正副委員長に御一任させていただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月21日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきましては、防災庁舎7階会議室で開催することとし、内容については、教育委員会から次期県立高等学校教育整備方針について報告を受けることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、今月14日、15日に予定しております県内調査についてであります。

暫時休憩をいたします。

午後1時18分休憩

午後1時20分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

延期となっております県内調査につきましては、12月14日から15日の日程で実施し、実施の判断については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時20分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 岩 切 達 哉